

令和2年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年6月3日（水）

議 事 日 程（第2号）

令和2年6月3日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷渉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
綿引誠二	総務部長	岡部光洋	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
根本勝則	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
古内宏	建設部長	磯野初郎	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	宇野智明	消防長
武藤範幸	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
岡田和也	秘書課長	中野亘	総務部次長兼総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
------	------	------	---------

午前 10 時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5 番藤田謙二議員の発言を許します。5 番藤田謙二議員。

〔5 番 藤田謙二議員 登壇〕

○5 番（藤田謙二議員） おはようございます。5 番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大項目 1，新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）小中学校等の対策についてであります。

新型コロナウイルス感染連鎖を防ぐため、国及び県からの要請を受け、本市においても 3 月 2 日から小中学校等の臨時休校の措置が始まり、卒業式や入学式についても必要最小限の人数で実施するなどの対応が取られたことは周知のとおりであります。

新年度も入学式と始業式は実施されたものの、市内での感染確認や国による緊急事態宣言発令を受け、再び休校措置が取られ、さらに、4 月 24 日に茨城県による休校延長発表に伴い、本市においても 5 月 31 日まで臨時休校が延長されるなど、実に約 3 か月にわたり子どもたちが自宅での生活を余儀なくされるといった、まさにこれまで経験したことのない日々を過ごしていたわけであります。教育委員会をはじめ学校関係者の皆さんも、先例のない事態に、学校に行きたくても行けない子どもたちへの学習面や健康面、さらには精神面へのフォローなど、大変ご苦労もあったことと思います。

そこで、①として、休校措置中における児童生徒への対応についてはどのように取り組まれてきたのか、お伺いいたします。

次に、待ち望んでいた学校が 6 月 1 日より再開され、今日で 3 日目を迎えます。5 日までの今週 1 週目は、慣らし登校として午前中のみの授業で給食を取った後、下校、第 2 週目となる来週 8 日からは、通常の午後までの日課で授業が再開されるということで、子どもたちの喜びもひとしおであると思います。

そこで、②として、学校再開に当たって、通学時や校内における感染防止への取り組みはどのように行われているのか、お伺いを致します。

次に、長期間にわたる休校措置により危惧されるのが、今年度に学ぶべき学習の遅れをどのように解消していけばよいのかといった問題です。

子どもたちや保護者も心配していた夏休みについては、先日５月２５日付で教育委員会より、８月８日から１６日間の９日間とするとの発表が行われましたが、文部科学省によると、ほかに、土曜登校で補う方法や、卒業年次の小学６年生と中学３年生は繰越しが困難なため、優先的に登校させるなど、本年度中に遅れを取り戻し、それ以外の学年については、学習内容を上級学年に繰り越し、複数年で遅れを解消することなどを認める方針を固めたとの報道もされておりますが、③として、本市における事業時間確保に向けた今後の方針についてお伺いいたします。

次に、休校が長期化したことで、修学旅行や運動会など、この時期に予定していた学校行事にも大きな影響を及ぼしているものと思います。また、中学３年生にとっては、部活動も、総体が開催中止となったことにより、これまで励んできた練習の成果を発揮する機会を失ってしまったことに加え、高校受験に向けた気持ちのスイッチを切り替えるタイミングも見失ってしまっているとの声も耳にします。そのような状況の下、④として、学校行事や中学３年生の部活動に関する今後の対応についてお伺いいたします。

次に、（２）新型コロナウイルス感染症対策関連事業についてであります。

５月に開かれた臨時議会において、新型コロナウイルス感染症対策として、８事業、総額５２億５,００９万４,０００円の補正予算が可決され、スピーディーな給付や的確な予算執行が求められております。

中でも最も予算規模の大きい市民１人につき１０万円を一律支給する特別定額給付金については、今定例会初日に市長より、５月末現在、申請率９３％、給付済み率８５％の報告があり、県内の自治体の中でもかなり迅速に対応していただいているものと感じた次第ですが、メディアでは、一部、オンライン申請等においてトラブルも発生したとの報道も行われている中、①として、特別定額給付金の進捗状況のうち、本市におけるオンライン申請の割合及び申請における課題や問題点がありましたらお伺いを致します。

次に、市単独事業である、県外においてひとり暮らし等をする帰省できない学生の生活を応援するため市産食材等を同封するとともに、ＵＩＪターンにつなげる目的で、市長のメッセージやＵＩＪターンパンフレットなどを同封するひとり暮らし等学生生活応援事業についてですが、こちらも定例会初日に市長から、５月末現在、本人からの申請が３６件、保護者からの申請が１４７件で、順次、送付をしているとの報告がありました。

当初の申請見込み数としては４５０名ということで予算措置が行われているわけですが、②として、ひとり暮らし等学生生活応援事業の進捗状況のうち、周知及び申請方法についてはどのように進められているのか、お伺いいたします。

次に、③の事業者向けの支援事業である、売上げが急減して廃業や倒産が懸念される中小企業に対し、雇用の維持や事業継続を支援するために県と市が協調して資金を貸し付ける新型コロナ

ウイルス感染症対策資金貸付金については、同じく定例会初日に市長より、現在のところ本市の事業所では申請がないとの報告があり、県が休業等を要請した施設のうち要請に協力した事業者に対し、市が独自に協力金として一律１０万円を支給する新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金についても、５月末現在、県への申請が２６件で、県の交付決定に伴い、市の上乗せ支給も、今後、順次対応していくとの説明があり、現況を理解しましたので、質問は割愛いたします。引き続き迅速な対応をお願いいたします。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症対策の支援事業については、本市が取り組んでいる事業のほかにも、国の持続化給付金——前年同期比で売上げが５０％以上減少の事業所ということですが、この対象から漏れた事業者に対する支援金や、飲食店が取り組んでいるテークアウト事業への一部助成、上乗せ額の商品券など自治体ごとに様々な独自の支援策を打ち出し、新聞等でも頻繁に紹介されています。県内においても、３月の感染確認から５月の緊急事態宣言解除に至る３か月の間には、その時々状況によって対策・対応も変わっていったように、求められる支援内容も変化してきているように感じています。

そこで、④として、影響を受けた事業者等への追加支援など、今後の対応については検討が行われているのか、お伺いいたします。

続いて、（３）観光の振興についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策の一環で、３月以降、例年実施している市内の祭りやイベントが軒並み中止となり、観光をはじめ関連事業者など、地域全体に大きな影響を及ぼしています。

緊急事態宣言が解除となり、全国的に第１波の感染収束へと向かっていく中、今後、疲弊した経済活動を少しずつ回復させていきながら地域の活力を取り戻していかなくてはならないと感じています。

そこで、①として、祭りやイベントの自粛状況及び再開に向けた見解についてであります。祭りやイベントの自粛状況については、開会初日の副市長による第４３号補正予算説明で、太田まつりや竜神峡灯籠まつりなど、おおむね８月までの各種イベントが中止とのことで理解しましたので、今後の再開に向けた見解についてお伺いいたします。

また、地域によっては、上乗せ額の旅行券の発行や、国の観光振興支援策であるＧｏＴｏトラベルキャンペーンの前に都道府県をまたがない旅行を促進しようと、地元住民を対象にした独自の観光や旅行の支援策を打ち出す動きなども出てきています。

そこで、②として、観光面における第１波の収束を見据えた今後の復興対策についてお伺いいたします。

次に、大項目２、災害に強いまちづくりについて。

（１）防災体制の強化についてであります。

昨年１２月の一般質問の際には、台風１９号における災害対策について、自分も含め、多くの議員から質問や要望等が行われましたが、約半年が経過した中、①として、台風１９号の教訓による災害対策の見直し状況についてお伺いいたします。

そして、今年も台風１号が５月１２日にフィリピンの東で発生し、その後、１５日に台風の直

撃を受けたフィリピンでは、新型コロナウイルスの流行で外出制限下にあった数万人もの人々が台風とウイルスという二重の脅威に直面し、複雑で危険な避難を余儀なくされたとの報道がありました。これから秋にかけて本格的な台風シーズンが到来するとともに、最近、震度の大きな地震も増えつつある中、新型コロナウイルスの第2波や第3波との複合災害への備えも必要となってきます。

そこで、②として、新型コロナウイルスと自然災害、地震や水害等の複合災害に備えた避難方法や避難所の感染防止策についてお伺いいたします。

以上11点についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 新型コロナウイルス感染症に対する小中学校等の対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問である休校措置中における児童生徒への学習面、健康面、精神面における対応状況についてお答えいたします。

学習面につきましては、児童生徒の家庭学習として、各学校において作成したプリントや補助教材等を活用してまいりました。さらに、臨時休校措置が長期化したことに伴い、児童生徒が新学年の教科書を使って家庭学習に取り組めるように、市教育委員会が企画し、市内教職員が共同で作成した家庭学習用ワークシートを登校日に配付、回収を行い、併せて補充指導を行ってまいりました。

また、県教育委員会作成の家庭学習用の動画に合わせ、本市においても、市のALT——英語指導助手と教職員による小学生対象の英語学習の動画「えいごで はなそう」を作成し、市のホームページに掲載するなどして児童生徒に対する学習支援に努めてまいりました。

健康面と精神面については、各学校において、教職員が定期的に電話や家庭訪問による居場所確認や心のケアを行ってまいりました。特に登校日には、担任が対面により心身の健康状態を確認したり、心と体の健康アンケートを実施したりして、児童生徒の健康面、精神面の実態把握に努め、必要があれば、児童生徒や保護者とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談の機会を設定し、対応してまいりました。

次に、2つ目の質問である学校再開に当たり感染防止への取り組み状況についてお答えいたします。

まずは、学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など、教職員の目が届かないところでの児童生徒の行動です。そのため、学校再開に当たり、児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動を取ることができるよう、学級担任や養護教諭が中心となり、感染症対策に関する指導の充実に取り組んできたところでございます。

また、市教育委員会においては、登校から下校までの一日の学校生活の中における感染症予防の観点からの配慮事項をまとめた新型コロナウイルス感染症に対応した常陸太田市ガイドライン

や、6月の学校再開に係る段階的教育活動計画等を作成し、各学校が感染防止へ万全を期して取り組みるようにいたしました。

引き続き、市教育委員会並びに各学校は、学校医や学校薬剤師などと密接に連携し、専門的な助言を頂きながら感染防止に努めてまいります。

次に、3つ目の質問である授業時間数確保に向けた今後の方針についてお答えいたします。

学習指導要領に示されている年間標準授業時数は、学年によって異なりますが、小学校の高学年、また、中学校においては1,015時間となっております。

令和2年度は、臨時的措置として、夏季休業日を8月8日土曜日より8月16日日曜日までの9日間に短縮したり、各学校の創立記念日を授業日としたりすることで、年間標準時数の1,015時間を超える授業時間数を確保できることになります。さらに、各学校においては、事業内容を精選することや、今年度に限り、前期・後期の2学期制を導入することで児童生徒の学びの保障をしてまいります。

次に、4つ目の質問である学校行事及び中学3年生の部活動に関する今後の対応についてお答えいたします。

1学期に予定しておりました小学校6年生、中学3年生の修学旅行につきましては、日程を延期し、実施する方向としております。また、今後、運動会、体育祭、また文化祭、その他の学校行事につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、感染防止の視点から実施の有無や内容を検討してまいります。

なお、中学校の部活動、特に中学3年生の総体の代替大会については、令和2年5月14日付で茨城県教育委員会教育長から、部活動における今夏の全国大会中止に伴う各地域での代替案の検討について依頼があり、今後、県北三市との連携を図りながら、市独自の大会の実現に向けて検討を進めてまいります。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 総務部関連のご質問に順次お答えいたします。

初めに、質問項目の1、新型コロナウイルス感染症対策についての（2）新型コロナウイルス感染症対策関連事業におけます①特別定額給付金の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市におけるオンライン申請の割合でございますが、本年5月1日の申請開始から5月31日までに299件の申請を受理いたしまして、給付対象総件数2万1,500件に占める割合は1.4%となっております。

次に、オンライン申請における課題、問題点などについてのご質問にお答えいたします。

オンライン申請は、電子証明書が付与されましたマイナンバーカードを利用いたしまして、申請者となる世帯主及び同一世帯員の情報及び振込先口座を入力の上、その振込先口座の確認書類を添付いたしまして申請することとなっております。

申請書の審査に当たりましては、マイナンバーカードの情報と市の保有している住民基本台帳

の情報がひもづけされておられませんことから、申請内容に誤りがないか1件ごとに手作業で住民基本台帳と突合して申請者の受給権や世帯構成等のチェックを行う必要があります、これら確認作業に時間を要することとなっております。

また、オンライン申請は国において開設しておりますポータルサイトから申請することとなっておりますが、このシステム上、市民以外の方や世帯主以外の方の申請、さらには同一人が重複して申請することができる仕様となっておりますことから、本市におきましても合計で12件のこのような事案があったところでございます。

以上のように、このオンライン申請につきましては課題・問題点として挙げられるところでございますが、本市におきましては、他市町村と比較いたしまして、オンラインによる申請件数は少ない状況にあります。その要因といたしましては、本市では郵送による申請書を県内で最も早く5月11日に発送するとともに、この発送日につきまして、5月1日より、防災行政無線を利用いたしまして市民の皆様へ繰り返しお知らせしたことによるものと考えております。

今後におきましても、給付金の迅速かつ的確な支給に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の2、災害に強いまちづくりにおけます(1)防災体制の強化について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、昨年の台風19号の教訓による災害対策の見直し状況についてのご質問にお答えいたします。

台風19号による災害への対応につきましては、昨年の第4回市議会定例会でご答弁申し上げましたとおり、様々な課題がありましたことから、この間、被災された地域の方々との意見交換や国、県などの関係機関との協議、さらには災害に対応した職員へのアンケートなどを行いまして課題の把握と検証を進めまして、大きく5つの項目について強化、見直しをすることといたしまして、現在、その取り組みを進めているところでございます。

その内容について申し上げますと、まず1点目といたしましては、災害対策本部機能の強化でございます。気象警報が発令されまして、災害の発生が予想される場合には、まず、市におきましては、災害警戒本部を設置いたしまして情報収集及び警戒に当たり、その後の状況に応じまして災害対策本部を設置し、災害対応に当たることとしているところでございます。

この本部組織でございますが、現在は防災対策課の職員5名が事務局として運営に当たっておりますが、昨年の台風19号の対応の際には、市民からの問合せ対応、さらには関係機関との連絡調整など、業務が煩雑化しましたことから、今後におきましては、これらに迅速かつ的確に対応するため、災害対策本部設置前の段階から防災対策課の経験職員等を増員配置いたしまして、体制を強化してまいります。

また、災害発生状況などの情報を災害対策本部内において正確に共有できますよう、市の大型の地図など必要な資機材の整備も進めておりまして、被災状況の把握を容易にするとともに、情報共有の強化を図ってまいります。

2点目は、情報の収集発信機能の強化でございます。市のホームページやSNSによる情報発信、さらにはマスコミや自主防災会等への情報提供の遅れのほか、被害状況の把握に時間を要し

たといった課題がありましたことから、今後におきましては、災害対策本部が設置されると同時に、事務局に情報の収集と発信に係る専任の職員を配置いたしまして、迅速な情報の収集、発信をしていくことといたします。

また、被害状況の把握につきましては、情報の受付窓口を一本化するとともに、現地に調査班を派遣いたしまして建物等の被災状況や被災者の避難状況などの正確な把握に努め、迅速な復旧作業へ生かしてまいりたいと考えております。

3点目は、職員初動マニュアルの見直しでございます。一部の部課に業務が集中してしまったという反省から、災害時の事務分掌を見直すとともに、災害対応から得ました教訓を各業務のマニュアルに反映させまして、今後の災害対応に生かしてまいりたいと考えております。

4点目は、自主防災組織との連携強化でございます。自主防災組織に対しましては、避難情報や避難所開設情報の連絡が迅速にできなかったという反省点から、災害対策本部事務局に自主防災会との連絡を行う専任の職員を配置することといたしまして、自主防災組織との連携強化を図り、各種情報の伝達と被災情報等の収集を迅速かつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

5点目は、避難情報の伝達の見直しでございます。避難情報については、防災行政無線の放送を通しまして伝達を現在しているところでございますが、屋外では聞き取りづらかったというご意見も頂いておりますことから、今後におきましては、特に避難指示や災害発生情報等の危険が迫っている情報等につきましては、サイレンなどの活用と複数回の放送によりまして情報の伝達の強化を図ってまいります。

以上5項目について、現在、見直しを進めているところでございますが、今後、これらの見直しに基づきまして災害対策本部の運営訓練を実施し、検証した上で今後の災害対応に備えてまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルスと自然災害の複合災害時に備えた避難方法や避難所の感染防止策についてのご質問にお答えいたします。

避難所につきましては、密集・密閉・密接の3密が危惧されますことから、このたびの新型コロナウイルス感染症への対策といたしまして、国からは避難所運営の方針が示されますとともに、県のほうからも避難フローや避難所レイアウトの例も示されているところでございます。本市といたしましても、この3密防止の対策を急ぎ進めているところでございます。

まず、避難所の3密対策といたしまして、これまでは災害対応の初期段階におきましては、自主避難所として各地区1か所、計4か所の開設から始めておりましたが、今後におきましては、市内20か所をめどに、早い段階から多くの避難所を開設していくことで、今現在進めているところでございます。

また、避難所の3密を防ぐため、現在、市民の皆様は、自分のいる場所は本当に避難が必要な場所なのかどうかなどをハザードマップにより改めて確認していただくとともに、市が開設しました避難所への避難ばかりではなく、安全な場所にある親類や友人、知人宅への避難についても検討されるよう、事前の周知啓発に努めているところでございまして、広報ひたちおおた6月号や市のホームページ等で現在周知を図っているところでございます。

次に、避難所での感染拡大防止対策といたしましては、避難者の健康管理のために検温等の健康チェック及びアルコール消毒液による手指の消毒を実施するほか、施設におきましては、消毒液による徹底した消毒作業の実施、さらには間仕切りにより避難者同士の間隔を２メートル以上空けるといった対策を取るとともに、万が一、感染が疑われる避難者がいた場合には、一般の避難者とは接触できないよう隔離措置を取ることといたします。

なお、これら避難所での感染拡大防止策を実施するために、飛沫感染防止用間仕切りや発熱者隔離用のテント、さらには体温測定システムなどの資機材整備費用を本定例会に補正予算として上程しているところでございます。議決いただきました後に、これらの資機材を迅速に整備するとともに、避難所の開設運営訓練を実施いたしまして、今後の避難所運営についての職員の共通認識を図りながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、これらの対策につきましては、市のホームページ等に掲載するほか、来月の広報ひたちおおた７月号で防災の特集を組みまして、改めて市民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 新型コロナウイルス感染症対策関連事業について、ひとり暮らし等学生生活応援事業の進捗状況のうち、周知及び申請方法についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として休業・外出自粛が要請される中、県外で生活する学生の学業や生計にも大きな影響を与え、帰省もままならず不安な生活を送る学生に対しまして、その一助となるよう、また、ふるさとを回想していただき、将来の帰郷につながればという思いから実施をしたところでございます。

今回の事業の周知につきましては、市広報紙及びホームページの周知に加え、新聞にも記事を掲載していただいているところでございます。

新聞記事掲載に際しましては、本事業開始前の５月８日の記事掲載当日に早速問合せを受けているところでございます。

次に、申請の方法についてでございますが、窓口申請、郵送のほか、県外の居住地からでも申請しやすいよう、ファクス、電子メールでの申請も可能としているところでございます。なお、電子メールでの申請は、申請数１８３件のうち５４件で、申請全体の２９．５％となっております。

引き続き、県外で生活する学生に応援物資が迅速に届けられるよう、事業を進めてまいります。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問において、商工観光部関係の３点についてお答えいたします。

まず１点目の事業者への追加支援策など今後の対応についてでございますが、当市では、地域経済の活性化に向けた取り組みとして、平成２３年度よりプレミアム付商品券事業を継続して実

施しておりますが、今年度は、プレミアム付商品券事業に加えまして新たにキャッシュレス決済に対するポイント付与事業を実施することで、さらなる消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

また、県と協調して行う事業資金の貸付や、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金への上乗せ支給のほか、市の制度融資でございます自治金融の借換え要件の緩和、振興金融の対象拡大に加え、市商工会と連携した市内飲食店等が取り組むテイクアウト事業「#常陸太田エール飯」や5月31日に行われたドライブスルーによる弁当販売など、飲食業の事業継続に向けた支援を行っております。

新たな追加支援策につきましては、第2波、第3波による感染拡大も懸念されており、今後の国、県の動向を注視しながら、市内事業者への必要な支援が図られるよう、引き続き商工会等の関係機関と連携しまして対応策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の祭りやイベントの再開に向けた見解についてでございますが、今後の祭り及びイベントの再開につきましては、緊急事態宣言が5月25日に解除され、また県では6月8日にステージ1へ緩和する方針でありますことから、イベント開催は段階的に緩和される見込みであります。今後の状況によっては再度自粛を講じなければならない懸念等もございますため、9月以降の祭り、イベントの開催については慎重に判断しなければならないと考えております。なお、開催の決定につきましては、遅くとも8月を目途に最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の観光面における第1波収束を見据えた今後の対策についてでございますが、国では、議員のご発言にございましたように、GoToトラベルキャンペーン事業として、宿泊割引や飲食利用クーポン等により地域を活性化するための需要喚起策を7月中に開始するものでございます。

当市としまして、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、平成27年度から取り組んでおりますプレミアム付き旅行券発行事業や団体旅行誘致促進助成事業、さらには平成28年度から取り組んでおります観光レンタカー利用助成事業等により、市外からの誘客を図ってまいりたいと考えております。

また、プレミアム付商品券発行事業を進めるに当たり、市内観光事業者等の事業参加を呼びかけまして、市民の方々にも市内観光での消費喚起を図っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），①の休校措置中における対応については理解を致しました。

家庭学習用ワークシートや英語学習動画などは、本市独自の取り組みとして大変評価できるものと感じました。また、県教育委員会からも、この家庭学習用動画などが作成されるなど、インターネットを活用した学習支援も、今回のコロナ対策の特徴的なスタイルの一つであったと感じ

ています。

そこで、今定例会にも、今年度補正予算の中で国のGIGAスクール構想の加速による学びの保障事業として、児童生徒に対し1人1台のパソコン購入費などが計上されるなど、今後の利活用に期待するところではありますが、家庭におけるインターネット回線などの整備状況などについては調査等が行われているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまの2回目の質問にお答えいたします。

本年4月に、市内の小中学校に通う児童生徒の保護者を対象に、各家庭においてインターネットに接続できる環境が整っているか調査を行いました。その結果、約8%、人数といたしましては約220人の児童生徒がインターネットに接続できないという回答が上がりました。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） そうすると、今回の補正予算概要の説明資料の中に各家庭等対応用モバイルルーター224台というのが計上されてますけど、この部分が今ご説明いただいたところに当たるものということで理解してよろしいでしょうか。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 はい、そのとおりでございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） はい。分かりました。ぜひ教育の格差解消のためにも、早期整備に努めていただきたいと思います。

また、県内では既にオンライン授業を導入している私立の学校などもあり、公立の学校でも導入に向けた検証を実施しているところもあるようですので、ぜひ本市においても、整備後スムーズに運用できるよう、準備を進めていただきたいと思います。

次に、②の学校再開に当たっての感染防止への取り組み状況については理解いたしました。最近になって第2波とも言える感染が拡大しつつある北九州市では、学校がクラスターとなって児童生徒の感染が確認されたとの報道もありますので、家庭や地域とも連携しながら十分なる対応をお願いいたします。

③の授業時間確保については、現時点では夏休みの短縮と創立記念日、こちらは一日のみかと思えますけれども、ほかに土曜登校などは実施しなくても年間標準時数が確保できるとの見解でよろしいか、確認も含め、お伺いを致します。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 土曜登校は実施しなくても大丈夫かという質問にお答えいたします。

現段階におきましては、土曜登校を実施しなくとも夏季休業日を短縮するなどすることで、全ての学年において、学習指導要領における年間標準授業時数を超える授業時数を確保できる見通しとなっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、変更となる場合もございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 分かりました。

次に、④については、修学旅行が日程を延期し実施予定ということで安心しましたが、ぜひ友だちとともに築き上げる運動会や文化祭なども日程調整の上、実施する方向で検討をお願いしたいと思います。

そして、特に中学3年生の総体の代替大会については、先日、高校野球界においても茨城県高野連が地方大会の代替となる独自大会の開催を決定したように、これまで励んできた中学部活の集大成としての大会を、例えば市長杯や教育長杯といったスタイルでもいいと思いますので、何とか開催していただけるよう、こちらは切に要望いたします。

次、（２）、①の特別定額給付金のオンライン申請については、まだまだ少ない上、課題もあったということで、今回においては間違いなく郵送による申請のほうが簡単でスムーズに行うことができ、県内でもトップクラスのスピード支給ということで、市民の皆さんの評価も非常に良かったように感じています。一方で、未申請者の方も若干いる中で、申請漏れのないように呼びかけ等をしっかりとお願いしたいと思います。

また、時流とともにオンラインの利用も徐々が増えてくるものと感じていますので、マイナンバーカードの普及促進とともに、分かりやすい活用方法についても、今後、市民向けに提供していただけるよう検討のほうをお願いしたいと思います。

②のひとり暮らし等学生生活応援事業については、ふるさとを離れて生活している学生やその保護者にとっては心に響く事業であると感じています。自分も対象となる子を持つ保護者の1人ですが、まだまだ周囲の同じ環境にある親世代の間では、この事業について知られていない方も多く存在していますので、SNS等も活用してさらなる周知に努めていただきたいと思います。

そのような中、既に申請された方の反応等については、何か情報等あればお伺いをしたいと思います。

○成井小太郎議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 申請者からの反応についてのご質問にお答えいたします。

本事業に対しまして、学生や保護者の方から電子メール申請時に幾つかの声を頂いております。

学生からは、このような支援はありがたい、応援物資が届くの楽しみにしているなどの感謝の声や、常陸太田市に帰省できるのを楽しみにしているなどの太田に戻ることを心待ちにしている声が寄せられております。また、保護者の方からも、故郷からの応援は励みになる、このような企画はありがたいなどの感謝の声を頂いているところでございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 非常にうれしい反応であると思いますので、ぜひ対象となる方に1人でも多く同じような喜びを伝えられるよう、さらなる周知をお願いいたします。

また、今回のコロナは都会と地方の感染リスクの違いが明確に表れ、地方ほど安全・安心が担保されていることが明らかになったわけで、ぜひこの機会に地方移住促進にも一層力を注いでいただきたいと思います。

④の事業者への追加支援策の今後の対応についてですが、支援のタイミングがとても重要にな

ってくると感じています。特に特別定額給付金との兼ね合いで、できれば地元消費へとつながってほしいと願っておりますが、答弁にありましたプレミアム付商品券事業やキャッシュレス決済事業については、いつ頃から実施予定なのか、お伺いを致します。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまの2回目のご質問にお答えいたします。

昨年度のプレミアム付商品券事業は、消費税率の改定に伴う国の商品券事業に合わせて10月から実施いたしました。本年度はプレミアム付商品券事業及びキャッシュレス決済事業とも9月を目途に実施したいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 今年はいまだ以上にプレミアム付商品券事業への期待が大きいと感じていますので、プレミアム率の上乗せや、できるだけ飲食業や観光業など今回コロナの影響を大きく受けた業種に特に利用していただけるような方策も検討していただければと思います。

また、先日実施されたドライブスルーによる弁当販売、イベントも、予定時間前に完売するなど、市民の飲食業を支援したいという気持ちの表れであると感じました。ぜひ第2弾、第3弾の仕掛けも商工会等と連携の下、実施支援していただきますようお願いを致します。

次に、(3)、①の祭りやイベントの自粛状況及び再開に向けた見解については理解しました。ぜひ夏以降のイベントについては、感染対策を十分講じた上で実施できるように前向きな検討をお願いいたします。

②の観光面における第1波収束を見据えた今後の対策については、本市に限らず、どこの地域でも復興促進に向けた取り組みを一斉にスタートすることが予想されるわけでありませうけれども、答弁にありましたプレミアム付き旅行券については、いつ頃発行予定なのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまの2回目のご質問にお答えいたします。

プレミアム付き旅行券の発行時期につきましては、今後の新型コロナウイルス感染の収束を見極めつつ、8月中には販売が開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） このプレミアム付き旅行券につきましても、先ほどの商品券同様、これまで以上の内容が求められていると思いますので、地域の復興事業との差別化や取扱参加店の拡大に努めながら、より魅力ある事業になるよう期待をしております。

大項目2、(1)、①の台風19号の教訓による災害対策の見直しについては、課題の把握と検証がしっかりと行われたということで理解いたしました。今後、実践に向けた訓練等を行いながら、さらなる災害への備えをお願いいたします。

②の複合災害に備えた避難方法や避難所の感染防止策については、地方創生臨時交付金を活用した資機材の整備を含め、十分検討が図られている旨理解を致しました。ぜひその対策について、市民への周知徹底をお願いいたします。

最後に、今回は世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症対策を中心に質問をさ

せていただきましたが、県内の感染者数も５月４日の１名を最後に、延べ１６８名のまま推移し、感染者ゼロ名が今日で２８日間継続していることなどからも、市民はもとより、県民の皆さんの不要不急の外出自粛や休業要請対象となった事業所の深いご理解と医療従事者の方々の努力の成果であると実感しています。

一方、東京では感染拡大の兆しがあるとして、警戒を呼びかける東京アラートが発令されるなど、予断を許さない状況が続いています。国による緊急事態宣言は解除されたものの、これまでの自粛生活疲れの反動による気の緩みなどが第２波などへの感染再発につながることも懸念される中、国や県の示す感染症対策に基づいた新しい生活様式や業種ごとのガイドラインの実践に努めながら、長期戦の予想されるコロナと共存していくという心構えを持って、うつらないように気を付けることはもちろんですが、うつさないように気を配るという意識を高めながら、終息までの影響を最小限に抑える社会を市民の皆さんとともに築いていけることを願っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 次、４番諏訪一則議員の発言を許します。４番諏訪一則議員。

〔４番 諏訪一則議員 登壇〕

○４番（諏訪一則議員） ４番諏訪一則でございます。議長にお許しを頂きましたので、通告順に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が当市経済に及ぼす影響状況について４点伺いたいと思います。

まず１点目として、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市の様々な業種の商工業者への影響が懸念されております。市内の商工業者に対する影響等はどのようなものか、また、資金繰り等の状況についてお伺いいたします。

２点目として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止徹底のため、企業による従業員の感染防止策や、万が一、従業員やその家族に症状が見られた際の休暇取得に対する配慮など、企業とその従業員を守る対策が必要ではないかと考えますが、そうした際の対策についてお伺いいたします。

３点目として、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症による、貧困による子育て支援の重要性が、今まで以上に、市の子どもの貧困対策の徹底が求められています。

そこで、児童虐待や貧困による相談などはどのようなものか、お伺いいたします。

４点目として、育児に伴う身体的、精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立など、困難さに直面する保護者も少なからずいるはずです。家庭を支える取り組みの必要性が高まっています。

そこで、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

次に、災害に強い建設行政について２点伺いたいと思います。

１点目として、昨年１０月に発生した台風１９号では、当市において住まいや農業施設、道路、インフラ等に多大な被害を及ぼしました。これから梅雨の時期に入り一番心配されるのが河川の状況です。現在、これまでに起こった河川災害の整備について、どのようなになっているのか。特に前年の被災地域では早急に対策をしなければならない箇所があると認識しています。

そこで、昨年の台風１９号による河川の復旧状況についてお伺いいたします。

２点目として、河川災害防止対策についてお伺いいたします。

以上、２問６点について伺い、１回目の質問を終わりたいと思います。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 新型コロナウイルスによる影響対策についてのご質問の中の①本市の商工業者に対する影響等について、②商工業者の感染拡大防止対策と雇用を維持することについての２点のご質問にお答えいたします。

初めに、①本市の商工業者に対する影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の様々な業種の事業者に影響が出ております。商工会が行ったアンケート調査によりますと、外出自粛により影響が顕著となっている飲食業においては、売上げが減少し、５０％以上の減少となっている事業者が多数出ております。また、バス、タクシー事業者や宿泊観光事業者においても、前年度比で７０％以上の減少となる事業者もあるなど、大きな影響を受けております。

製造業につきましては、市内の３工業団地へアンケート調査を実施しておりますが、アンケートの回答によりますと、原料の輸入ストップや部品調達ができないなどの影響を受けており、減収あるいは今後の減収が見込まれるとの回答が多数ございました。

また、新型コロナウイルス感染症による資金繰り等の状況につきましては、国の持続化給付金や国、県による無利子無担保融資などが用意されておりますが、日本政策金融公庫によりますと、国の無利子・無担保融資について、市内事業者からは５月末時点で５５件の申込みがございました。

また、民間金融機関の融資において、中小企業信用保険法に基づき信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う、いわゆるセーフティネット保証において、市が業種、市内にある事業所であること、売上げ減少等を認定することになっておりますが、５月末日現在で１３０件を超える認定件数となっており、多くの市内商工業者が様々な融資を活用している状況にあります。これらの融資については、事業者が資金不足に陥ることのないようスピード感を持って対応しているところでございます。

続きまして、２点目の②商工業者の感染拡大防止対策と雇用を維持することについてのご質問にお答えいたします。

当市では、国内で感染が始まった当初から市ホームページに感染症対策を掲示するとともに、市内事業者に対しまして、手洗いや咳エチケット、３密の回避等の感染拡大を防止するためのポスター掲示や、商工会員への感染防止対策等の文書発送を行うなど周知啓発を図ってきたところでございます。また、事業所向けに消毒用の微酸性電解水を配布しまして、事業所内の感染防止を図っているところでございます。

次に、雇用の維持につきましては、コロナウィルの影響により、従業員等を休業させた際に支

給される、ハローワークが窓口となる雇用調整助成金がございますが、申請方法等の相談を受けるため、商工会において個別相談会を5回にわたって開催しております。

また、小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援につきましても、周知などに努めているところでございます。

今後につきましても、これらの制度周知や申請の相談など、引き続き関係機関と連携を図りまして対応に努めてまいります。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルスによる影響についてのご質問のうち、保健福祉部に係る2点のご質問にお答えいたします。

初めに、児童虐待や貧困による相談でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によります児童虐待に関する相談につきましては、5月末現在で実績はございませんが、一方、貧困による相談につきましては、3月から5月までの3か月間に9件ございまして、そのうち2件は中学生以下の児童のいる世帯でございました。

その他、3月から5月までの新型コロナウイルス感染症の影響以外の相談件数を前年と比較いたしますと、児童虐待に関する相談では、昨年は4件であったものが本年は1件で、3件の減少となっており、貧困に関する相談は、昨年は28件であったものが本年は34件と、6件の増となっております。

こうした状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響によります雇用情勢の悪化に伴い生活保護や生活困窮による相談が増加しておりますものの、児童虐待につきましては、学校の臨時休校等により、児童の様子を地域や学校など家庭外の場において確認することが難しい状況にあったことから、児童虐待に関する相談は少なかったものと捉えているところでございます。

今後におきましては、学校の再開など子どもたちの生活する環境が変化することにより、これまで潜在化していた虐待や子どもの発するサインに大人たちがいち早く気づくことが大切でありますので、学校や保育施設、児童クラブなど関係機関との情報共有を深めますとともに、児童相談所や警察との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、貧困を要因とした社会への不安が弱者への暴力や暴言につながることを懸念されますことから、個々の実情に応じた丁寧な対応を行いまして、保健、福祉、教育部門の関係各課が連携を図りながら、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの貧困対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、学校の一斉臨時休校や不要不急の外出自粛が要請されることなどに伴い、児童が家庭で過ごす時間が多くなり、また、学校給食の提供がないため、家庭で食事を取る回数が増えたことにより、子育て世帯においては、食費を中心に家計への負担が増加に至った状況にございます。

このような状況を踏まえ、国では、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、子育て世帯への臨時特別給付金を児童手当を受給する世帯に支給することとなりましたが、市では独自事業として本制度に上乗せ給付を行い、子育て世帯への支援を行うことと致しました。市独自の支援

策におきましては、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が多くの子育て世帯に生じていることを踏まえまして、国が対象としていない特別給付世帯を含めまして支給することとしたものでございます。

今後、保育施設の通常保育や学校の再開などによりまして生活困窮世帯が表面化してくることも予想されますので、そうしたケースに迅速に対応することができるよう、関係する各課と連携を図りまして、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

○古内宏建設部長 災害に強い建設行政の防災・減災対策について、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の昨年の台風第19号による河川の復旧状況についてでございます。昨年10月に通過しました台風第19号によりまして、本市における河川災害は、全体としまして30か所ございました。

内訳でございますが、県管理の里川につきましては、徳田町から常福地町にかけて堤防決壊や護岸の崩壊が26か所、松栄町の浅川につきましては、堤防決壊が2か所、市管理となる準用河川であります東染町の染川で河岸浸食2か所の被害がございました。

これらの台風第19号によります堤防決壊等の被害については、今後の本格的な災害復旧等を迅速かつ効率的に進めるために、本市の要望により、国土交通省の新たな事務所といたしまして、市内の木崎一町に久慈川緊急治水対策河川事務所が4月1日に開所されたところでございます。

被害箇所の復旧状況でございますが、県管理の浅川の堤防決壊箇所につきましては、直轄権限代行としまして、国土交通省により堤防の本復旧工事が発注され、台風シーズンまでに堤防盛土や護岸の完成を目指して施工中になってございます。次に、県管理の里川につきましては、茨城県により、被災箇所26か所のうち原形復旧箇所となります21か所の工事が発注済みとなり、早期完成を目指して施工中でございます。

残る5か所は、堤防のかさ上げや河道掘削などの河川改修工事を併せて実施することから、令和3年度までの3か年の事業期間で、被害状況や用地買収等を踏まえて整備を進めていくものと伺っております。

最後に、市管理の復旧状況でございます。準用河川であります染川につきましては、2月10日に災害復旧工事の入札を実施し、現在施工中でございまして、今月6月には完了する見込みとなっております。

続きまして、2点目の今後の河川災害防止対策についてでございます。河川災害防止対策としては、大きく2つの柱で対策を進めております。

まず1つ目ですが、1点目の中でご答弁申し上げました久慈川緊急治水対策河川事務所により、災害被災箇所の復旧・復興を加速化、推進することとしております。

2つ目の柱としましては、台風19号により、久慈川では整備計画目標流量を大きく上回る洪水が発生し、堤防からの越水や決壊など、現状の治水施設の能力を超えるような事象が発生した

こと、また、これまでの洪水をあふれさせない治水対策に加えて、河川本川以外での対策も必要となるなど課題が生じたことから、先ほどの新たな河川事務所が中心となり、久慈川緊急治水対策プロジェクトが開始されました。

そのプロジェクトの中の河川災害防止対策としましては、1つ目は、河道の流下能力の向上のための河道掘削や堤防の整備が進められております。具体的には、久慈川の上河合町、下河合町、里川の三才町、また、山田川の芦間町や薬谷町などで、堤防法尻をブロックで補強する工事が行われているところでございます。

2つ目は、遊水・貯留機能の確保のための霞堤の整備としまして、田渡町にある霞堤の保全や那珂市額田への新たな整備が計画されているところでございます。

3つ目は、浸水が想定される区域の土地利用制限や住宅のかさ上げなどの住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを推進していくことなど、これら3つを三位一体とした多重防御治水の推進を図り、地域が連携して災害から貴重な生命・財産を守り、社会経済被害の最小化を目指すこととしております。今年度は、その対策予定箇所の測量調査や設計等を進めていくこととなっております。

最後になりますが、当市としましても、河川管理者であります国、県とこれまで以上に緊密に連携し、これらの施策や情報の共有を図り、また、国、県への要望なども行いつつ、災害防止、被害の軽減により努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁を頂き、大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問を1つだけさせていただきます。

事業所向けに消毒用の微酸性電解水を配布したということですが、幾つの事業所に配布したのか、また、1回の配布量はどの程度だったのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えいたします。

現在も、市商工会において事業所向けに1回10リットルを限度に配布をしておりますが、これまでに68事業所に配布してございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございました。理解いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動をはじめとした多岐にわたるあらゆる分野で多大なる負の影響が広がってしまいました。感染症の影響が収束する時期も不確定な現状の中で、市の商工業者、そして従業員、市民を守るために最大限の対策をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。以上をもちまして諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。

○成井小太郎議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しを頂

きましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、学校教育についてお伺いいたします。

コロナ禍の教育・学習の継続について、本市の現状の対応についてお伺いを致します。

コロナ禍の中で学校が臨時休校となり、いかに児童生徒の教育・学習を継続していくかに大変なご苦勞をされていることと思います。今月から段階的に授業の再開がされていきますが、文科省からは、学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項として、ICTの最大限の活用、児童生徒の学習状況や健康状態の把握などが求められていましたが、本市の教育・学習の継続の取り組みの現状についてお伺いを致します。

続きまして、GIGAスクール構想の実現についてお伺いを致します。

今回のコロナ禍において、文科省は4月21日に、ICTを活用した学習が有効だとして、家庭の端末やネット環境を借りてでも実施するようにとの通達を出しております。残念ながら、5月に入ってもオンラインによる学習を実施できない自治体、学校が多数あり、地域によって取り組みに差が出ております。

今回の長期の臨時休校で多くの教師が不慣れなりに授業動画を作ったり、オンラインで課題を配付したり、精いっぱい努力をしている姿をテレビ等で拝見し、その姿に先生の子どもたちのためだったら何だってやるとの心構えを感じました。

学校のICT化が進まない現状を踏まえ、国は昨年の12月にGIGAスクール構想を立ち上げ、今年度から、国が直接予算を投入して学校のICT化に乗り出す予定でございました。さきの国会で成立した補正予算で、さらに前倒しする費用が盛り込まれ、本市の今回の補正予算でも約1億5,000万円が計上されております。今回のコロナ禍で、もう一、二年早かったらと悔やまれるところでございます。

そこで、本市のGIGAスクール構想実現に向けて、ハード面、ソフト面、そして指導体制等についてのご所見をお伺いいたします。

次に、エドテックの導入による教育環境についてでございます。新学習指導要領の中にある資質能力の3つの柱からエドテックの必要性についてお伺いを致します。

エドテックは、教育のエデュケーションと技術のテクノロジーの造語でございます。新学習指導要領の改訂の基本的な考え方は、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成する。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する社会に開かれた教育課程を重視するとしております。そして、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みやその教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することです。子どもたちの未来を開くため、その資質・能力とは何かを社会と共有し、連携するためには、ICT、情報機器、通信技術という道具とセットで人は能力を発揮していく時代となっており、ICTを使いこなし、社会に出た後も主体的、能動的に学び続けるためにエドテックは必要不可欠であります。情報社会となっている今、その一人として、適切に行動できる程度のICTはしておかないとにならないのではないのでしょうか。

そこで、新学習指導要領にある３つの力から、エドテックの必要性についてのご所見をお伺いいたします。

次に、エドテックの普及に向けた課題は何かでございます。

今、国際社会では、自分でＩＣＴを使って情報収集し、自分なりの考えを明確にし、それを確かに伝えてディスカッションするような能力が重要だとしている教育を進めております。この考え方は、点数で学力を推しはかり、それがその人の能力であるかのような発想とは全く違う発想であります。学習指導要領にある、生涯にわたって能動的に学び続けるために、エドテックの普及に向けての課題についてお伺いいたします。

次に、各種健康診断等の事業についてお伺いを致します。

各種健康診断、検診事業の実施に当たり、現場での新型コロナウイルス感染症対策について具体的対応をお伺いいたします。

本日まで感染症の対策に奔走してきた中で、健康診断、検診事業も今月から実施し始めるに当たって、さらなる対策に奔走される関係者に心より敬意を表します。健診事業は、多くの市民が集まります。新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策の徹底が望まれるところでございますが、その具体的な本市の対応についてお伺いを致します。

次に、フレイル健診についてでございます。

フレイル健診の導入の背景についてお伺いいたします。

フレイルとは、加齢に伴う心身の活力が低下した状態で、健康と要介護の中間的な段階を指します。具体的には、１つ目が、身体的フレイル。筋肉の減少や肺活量の低下でございます。２つ目が、精神心理的フレイル。記憶力の低下、気分的な鬱でございます。３つ目が、社会的フレイル。孤立やひきこもりでございます。これら３つが相互に影響し悪化していくと、要介護状態になる可能性が高くなります。しかし、フレイル状態は食生活や運動などの生活習慣を見直すことで、再び健康で元気な生活を取り戻すことが可能でございます。

厚労省は、今年度から７５歳以上の人を対象にフレイル健診をスタートさせました。その導入の背景を具体的にお伺いいたします。

次に、本市の導入時期と質問票の回答結果の利用方法についてお伺いを致します。

実施時期などは各自治体に委ねられているようですが、コロナ禍の中での状況でもあり、本市の導入時期についてお伺いを致します。

フレイル健診は、生活習慣や身体的機能、社会活動など、健康状態を把握できるような質問票によって行われます。その回答結果を基に、健診、医療、介護情報とも併用しながら、地域で高齢者の健康を支える体制の整備が望まれます。本市の利用方法の具体的方策についてお伺いを致します。

次に、マイナンバーカードについてお伺いいたします。

消費活性化策、マイナポイント事業と今後のマイナンバーカード利用とその普及についてお伺いを致します。

初めに、マイナンバーカードの交付率の状況と現在の本市の普及施策についてお伺いを致します。

す。

せっかく便利な枠組みをつくったのにもったいない。2016年1月から交付が始まったマイナンバーカードに対する私の正直な思いでございます。今回の定額給付金10万円の給付がマイナンバーカードと金融機関の預金口座にひもづけがされていて、マイナンバーカードの交付が進んでいけば、混乱も少なく給付ができたのではないかと感じております。

マイナンバーカードの交付がなぜ進まないのか。昨年の同僚議員の質問にもありましたように、内閣府の調査では、必要性が感じられない、身分証になるものはほかにもあるとの回答が多く、個人情報の漏えいを心配する声もございます。また、申請やカードを受け取るまでの手続が面倒だからというイメージも市民の間には根強いようであります。各自治体は、普及促進のための努力をして、無料の写真撮影、職員によるオンライン申請の補助、開庁時間の延長、そして、マイナンバーカードを自治体の職員証として使ったり、各証明書のコンビニ交付サービスを導入したりと、カードの利活用にも取り組んでおりますが、本市の交付率の状況と普及施策についてお伺いを致します。

次に、本年9月から始まる普及促進として、マイナポイント事業についてお伺いを致します。

今年の1月に、政府はマイナポイントのウェブサイトを立ち上げました。今サイトを見ると最初に目に飛び込んでくるのが、マイナンバーカードでマイナポイント上限5,000円分もらえるとの宣伝です。一瞬、民間のサイトかと思うような宣伝でございます。マイナンバーカードの普及促進としての今の目玉が、このマイナポイント事業でございます。ふだんの買物で民間のキャッシュレス決済を利用すると、政府が5,000円分のポイントを付与するようではありますが、具体的にこの事業についてお伺いを致します。

3つ目に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてお伺いを致します。

マイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするため、「健康保険法」の改正が昨年されました。マイナンバーカードの保険証利用は、医療機関に設置された機器でカード裏面のICチップの情報を読み取れば、保険証なしでも患者の保険資格を確認できるようになります。来年の3月からの施行を目指していると聞いております。マイナンバーカードの健康保険証利用によって何が変わり、どんなメリットがあるのか、お伺いを致します。

最後、4点目が、普及促進のためのマイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末の導入についてお伺いを致します。

マイナンバーカードの申請は、郵送やパソコンなどのほか、スマートフォンなどでもできますが、スマホを持っていない人や操作方法が分からない人、また、冒頭述べましたように、手続が面倒だというイメージが付きまとい、申請しないのが現状でございます。

そこで、簡単な操作で写真撮影や申請ができる専用のタブレット端末を申請窓口を導入している自治体が増えております。顔写真の撮影や手続を職員がサポートすると、5分程度で申請が完了します。マイナポータル用のタブレット端末での申請が終了するまでは15分ほどかかっておりましたから、かなりの短縮でございます。これを利用すれば、市民にとっては、窓口に行けば簡単に申請できるというイメージができ、相乗効果で申請が進むのではないのでしょうか。

全国の特別区・市の中で交付率トップの宮崎県都城市でも、この専用タブレットが採用されています。本市でもこのタブレット端末を導入し、交付手続の簡素化を進めていただきたいと思います。ご所見をお伺い致します。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 学校教育についての3点のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍の教育・学習の継続に係る本市の現状と対応についてお答えいたします。

学校再開に当たり、基本的な感染症対策と3つの密をできるだけ避けるといった新しい生活様式に配慮した中で、6月1日からの週は慣らし登校とし、6月8日からの通常再開に向け、現在、学校では段階的に教育活動を行っているところでございます。

本年度は、長期休業の影響により、学びの保障を行っていくことが課題となっており、夏季休業期間を9日間に短縮、また、年間指導計画や授業内容の見直しを行うことなどにより対応していくこととしてございます。さらには、今後における学びの継続という観点から、家庭における学校とのオンライン学習などの必要性も高まってきていると認識しているところでございます。

次に、GIGAスクール構想の実現に向けた本市の考え方についてのご質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台の端末、高速大容量の通信ネットワークなどを一体的に整備し、後世に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想でございまして、家庭でもつながる通信環境の整備を含めて、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障するものでございます。本市においてもこの構想の実現は必要不可欠と考えており、今回の6月議会定例会においてGIGAスクール構想の早期実現に向けた補正予算を上程させていただいているところでございます。

主な内容でございまして、新学習指導要領に基づく学習用のソフトなどをパッケージとした児童生徒1人1台の端末、学校ネットワーク環境として、全教室においてインターネットのアクセスが可能となるアクセスポイントの整備、オンライン環境のない家庭に対する貸出し用のモバイルルーターの整備、学校側がオンライン学習のため使用するウェブカメラやマイクなどの通信装置の整備などでございまして、今年度中には整備できるよう進め、第1問の学びの保障にもつながりますが、児童生徒の学びの継続、保障の確保をまいります。

また、教職員が日常的にICTを活用できるよう、様々な研修、講座などを受ける機会を創出するとともに、民間企業OB等によるICT技術者の配置などを通し、学校における指導体制と教職員のICT技術の向上に努めてまいります。

次に、エドテック導入による教育環境についての質問にお答えいたします。

まず、エドテックとは、議員ご発言のとおりエデュケーションとテクノロジーを合わせた造語で、これまでにあった、あらかじめ撮影された動画や学習ドリルを用いる学習方法、いわゆるeラーニングを発展させ、コンピューターを用いて児童生徒が教師や他の児童生徒、またはAIと

双方向的なやり取りを行いながら学ぶ学習方法でございます。

エドテックを学校教育に導入することで、児童生徒がコンピューターなどのＩＣＴ機器を効果的に活用して、社会とつながりながら主体的で能動的に学習する環境が整備され、児童生徒の情報活用能力が高まるとともに、未来社会を自分の力で切り開くための３つの資質・能力、１つとして知識・技能の習得、２つとして思考力、判断力、表現力などの育成、３つとして学びに向かう力、人間性等の涵養の育成につながることも期待されるものと考えてございます。

また、教職員の授業以外の事務処理を支援するためのエドテック、いわゆる校務支援システムを導入することで、教員が教材研究や児童生徒に向き合う時間が増え、よりよい授業づくりや安心して学べる学校づくりに寄与できるものと考えてございます。

次に、エドテックの普及に向けた課題といたしましては、教職員及び児童生徒とともに、ＩＣＴ機器の操作等に関わる技能の向上及び情報モラルの知識の習得が大きな課題であり、大変重要であると考えているところでございます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 各種健康診断等の事業に係るご質問のうち、初めに、各種健康診断、検診事業の実施における現場での新型コロナウイルス感染対策の具体的な対応についてのご質問にお答えを致します。

まず、本年度の各種健康診断、検診事業でございますが、県コロナ対策指針の基本的考え方に基づき、６月８日に感染が抑制できている状態であるステージ１へと緩和することが見込まれておりますことから、このことを踏まえ、順次実施していく考えでございます。開始時期につきましては、医療機関に委託して行う健康診断、検診事業は６月から、集団で行う健康診断、検診事業は７月から実施する予定でございます。

実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症専門家会議から提示された新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に基づき、日本総合健診医学会、日本人間ドック学会、日本対がん協会など８団体合同で作成された感染拡大予防ガイドラインに沿いまして、受診環境を整え実施してまいります。

まず、現場での新型コロナウイルス感染対策でございますが、具体的には、密閉、密集、密接の３密を避けるため完全予約制とし、時間ごとの受入れ人数の制限を行うことで受診者間の距離を保ち、会場内では１時間に２回以上定期的に窓を開けるなどの換気を行ってまいります。

また、受診者につきましては、入場の際、マスク着用の徹底を促し、忘れた方にはマスクの配付を行いますとともに、検温及び問診による体調管理確認を行い、入場時、退場時のほか、検診中も適宜手指消毒を促してまいります。

検診従事者が感染源とならないための対策といたしましては、毎日の体調確認、検温の実施、マスク着用を徹底してまいります。また、受付業務や保健指導の際には、一定の距離が保てるようパーテーションを設け、１人対応するごとに手指消毒などを行ってまいります。

また、接触感染を防ぐ対策といたしましては、物品の共用を避けるため、筆記用具及びスリッ

パの持参を促すとともに、トイレ、ドアノブ、テーブル、椅子などは定期的に消毒液を用いて清掃を実施してまいります。

以上の感染防止対策を行いまして、市民が安心・安全に各種健診を受診できるよう努めてまいります。

しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症の発生状況により、ステージ1で亡くなった場合、または隣接市町村や当市において新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合には、直ちに地域で行う集団健康診断、検診事業を中止しまして感染拡大防止に努めてまいります。

続きまして、フレイル健診についてのご質問にお答えを致します。

まず1点目の導入の背景でございますが、後期高齢者医療制度の健診時に使用する質問票につきましては、これまで40歳から74歳が受診する特定健診に準じて標準的な質問票を活用してきたところでございます。

標準的な質問票につきましては、生活習慣病対策に着目した質問項目が設定されているため、高齢者の心身の衰え、いわゆるフレイルの状態を把握するものとしては十分ではないとし、昨年度、国におきまして、高齢者の健康状態を総合的に把握し改善する観点から、心や体の健康状態、口腔機能、体重変化、認知機能などの10項目15の質問事項で構成される新たな後期高齢者の質問票が作成され、令和2年度より市町村において順次実施されることとなったものでございます。

次に、本市の導入時期と質問票の回答結果の利用方法についてのご質問にお答えいたします。

本市の後期高齢者健康診査における新たな質問表の導入時期につきましては、本市並びに健診業務の委託先医療機関である公益財団法人日立メディカルセンターにおいて電子化に係るシステムの改修が必要でありますことから、令和3年度からの導入を予定しているところでございます。

また、回答結果の利用につきましては、フレイルの早期発見や助言、指導による重症化予防の推進を図るため、保健指導における健康状態のアセスメントや行動変容の評価指標として、さらには、国保連合会のデータベースであるKDBシステムから抽出しました医療情報等と併用し、高齢者が必要とする医療や介護サービスにつなげていくためなどの活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 質問項目の3点目、マイナンバーカードにおける消費活性化策、マイナポイント事業と、今後のマイナンバーカード利用とその普及について、4点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のマイナンバーカードの交付率の状況と現在の本市の普及施策についてお答えいたします。

本市におけますマイナンバーカードの交付状況でございますが、平成28年の1月の交付開始から本年5月24日までの交付件数は6,683件でございまして、交付率にしますと12.8%という状況になってございます。なお、県全体での交付率は16.2%、全国では16.6%という状

況でございます。

マイナンバーカードの普及啓発に当たりましては、市の広報紙及び市ホームページ等に啓発記事を随時掲載しておりますとともに、市役所本庁1階に専用の相談窓口を設置いたしまして、制度の案内や申請方法などについて相談に応じているところでございます。

さらに、今年度は、企業や団体等へ出向いてマイナンバーカードの申請受付を行う出張申請サービスを予定しているところでございます。現在のところ、コロナ禍でございますので、出張のほうは見合わせていただいている状況でございます。

続きまして、本市独自の普及施策についてでございますが、国のマイナポイント事業に合わせまして、本市独自の自治体ポイントまたはマイナポイントを発行するキャッシュレス推進事業を本年9月から、また、マイナンバーカードによる住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書のコンビニ交付の導入、並びに図書館の利用カードとしての導入を今年度内に実施することとしておりまして、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進を図るとともに、市民サービスの向上に努めてまいることとしております。

続きまして、2点目の本年9月から始まる普及促進としてのマイナポイント事業についてお答えいたします。

初めに、マイナポイントとはマイナンバーカードを利用いたしましてキャッシュレス決済サービスを提供いたします事業者を通じて付与されますポイントでございます。利用者が各種決済サービスを選択いたしましてマイナポイントを申し込むことで、チャージ額または購入額に応じまして25%のポイントが5,000円分を増減として付与されるものでございます。このマイナポイントの申込みは本年7月から開始されまして、付与されたマイナポイントが9月から買物などの際に使える予定となっております。

なお、利用できるキャッシュレス決済事業者は、総務省のホームページに掲載されているところでございます。

また、このマイナポイントを申し込むためには、マイナンバーカードにマイキーIDを設定する必要がありますが、個人でパソコンやスマートフォンでの設定が困難な方のために、本市におきましては、先ほど申し上げました、本庁1階に相談窓口を開設いたしまして、このマイキーIDの設定支援を行っているところでございます。

続きまして、3点目のマイナンバーカードの健康保険証利用についてお答えいたします。

現在、国におきましては、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関や薬局のICカードリーダーなど必要機器の整備を進めているということで伺っております。利用が開始されますと、利用機関におきましては、オンラインで医療保険資格を確認することにより、高齢受給者証などの書類の持参が不要になること、就職や転職、引っ越しなどを行った際に保険証の切替え手続が必要なくなるほか、確定申告時における医療費控除の際、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになるなど様々なメリットが示されているところでございます。

最後に、4点目の普及促進のためのマイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末の

導入についてお答えいたします。

本市におきましては、現在、本庁及び各支所にマイナポータルサイトの閲覧やマイキーIDの設定支援のための専用タブレット端末を各1台ずつ設置しておりますが、マイナンバーカードの申請には利用できない仕様となっております。議員ご発言のとおり、機械操作に不慣れな方が簡単に申請手続きできる環境を整えることでマイナンバーカードの普及につなげることができると考えられますことから、今後、本庁及び各支所において、マイナンバーカードの申請が可能となる専用タブレット端末の整備を進めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） それでは、2回目の質問に入ります。

ただいまご答弁、大変ありがとうございました。

初めに、学校教育についてでございます。コロナ禍の教育・学習の継続については、本当に学びの保障ということでご努力されている様子がうかがえました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

GIGAスクール構想の実現でございますけれども、コロナ禍で、やはり指導体制というのが非常に重要になってくると思ひます。国では4校に1人の専用指導員を置くようにというような指導もございませうけれども、この指導体制をしっかりと図っていただきたいなと要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、エドテックの導入による教育環境についてでございます。エドテックの必要性を別の観点、つまり、児童生徒の環境を問わず、あらゆる人が学べる機会を増やすことができるようになることだと思ひますけれども、その点について具体的にお伺ひいたします。

○成井小太郎議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

エドテックを学校教育に導入することによりまして、例えば、病気や不登校などで登校できない児童生徒がコンピューターなどのICT機器を通して学ぶ機会を増やすことにもつながるものと考えられます。また、音声読み上げや拡大表示など、障害のある方、児童生徒を支援することなども可能となるなど、様々な環境に対応した学習機会の提供につながることもあり得るものと考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

そういった意味で、非常に多種多様な対応。例えば、私が思うには、不登校の生徒なんかは登校できるきっかけなんかもつくれるんじゃないかなと。そういう意味で、エドテックというのは非常に教育環境を大きく広げる材料だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、エドテックの普及に向けた課題でございますけれども、今の目の前の課題を先ほど挙げていただきまして、まさにそうだなと思っております。もうちょっと大きく捉えたときに、昨年12月にOECD（経済協力開発機構）が発表した、いわゆるPISAでございます。国際学習到

達度調査。これによりますと、日本の子どもが学習でＩＣＴを使う時間が加盟国中で最下位だったという調査が出ております。日本の子どもは、ネット上の膨大な情報の中から必要なものを探り出して、信頼できるか見極める能力が十分に育まれているとは言えないとされております。

ネット社会が進展する中で情報を活用する能力を育成する点で、日本が立ち後れている現状は非常に看過できません。この点が、エドテックに取り組むに当たっての大きな課題でもあると考えます。調査の具体的内容と、そのご所見についてちょっとお伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 まず、ＯＥＣＤが実施をしておりますＰＩＳＡ調査の内容でございますが、ＰＩＳＡ調査とは、義務教育終了段階の１５歳児を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの３分野につきまして、３年ごとにＯＥＣＤ加盟国など世界７９か国において調査しているもので、日本におきましては高校１年生相当学年を対象とした調査でございます。

直近の２０１８年の調査の中では生徒のＩＣＴの活用状況についても調査をしてございまして、議員ご発言のとおり、日本は学校の授業におけるデジタル機器の利用時間は短く、また、コンピューターを使って宿題をする頻度も低く、いずれもＯＥＣＤ加盟国中、最下位となっております。一方で、学校外におきましては、インターネット上でのチャットやゲームを利用する頻度の高い生徒の割合が他国と比較して高く、その増加の程度が著しいという結果が公表されております。

文科省においては、このＰＩＳＡ調査結果における各課題に対応するために、新学習指導要領の実施における取り組みの一つの柱といたしまして、情報活用能力の確実な育成が掲げられております。

具体的には、小学生段階からのプログラミング教育を含めました学習活動におけるコンピューター活用の推進。また、コンピューターなどの情報手段を適切に用いた情報の取得、整理、活用などを行う力の育成と基本的な操作の習得。さらには、家庭や地域と連携したスマートフォンなどの適切な利用に関する情報モラル教育推進などでございます。

本市におきましても、機器などのＩＣＴ環境のハード整備と併せ、今後、教職員、児童生徒ともに、情報活用能力の育成につながることを重要であると考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○６番（深谷渉議員） ありがとうございます。

このエドテック導入に当たっての課題、本当に深刻な課題だと私は思っております。ＳＮＳやゲームをする時間はＯＥＣＤの中でトップでありますけれども、子どもたちはデジタルネイティブ世代でありますけれども、遊びでしか使っていないというのが現状でございます。なぜなら学校が情報化していないからでございます。学校で体系的な指導をしていないから、できる子はできるし、できない子は全くできない。その結果、ＳＮＳなどにおいて情報モラル不足が問題になっているのではないのでしょうか。

子どもたちの未来のために、エドテックの普及をＯＥＣＤの中でもトップクラスにしたいと念願しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、各種健康診断等の事業についてお伺いを致します。

答弁内容で感染症の予防対策については理解いたしました。ただ、受診に際して、このような対策を市が感染予防対策や受診者にお願いする事項などをどのように徹底されていくのか、その点をちょっとお伺いしたいんですけども。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 受診に際しての市の感染症予防対策や受診者にお願いする事項をどのように徹底していくのかとのご質問にお答えを致します。

今年度におきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、集団健康診断、検診事業は完全予約制で実施してまいりますので、受診予定者には事前通知にて、当日のマスク着用の徹底や体調不調時の受診見合せなどの諸注意事項をお伝えするとともに、受診日当日におきましても、入場の際、体調確認の問診を行ってから始めることとしており、体調が思わしくない方につきましては別の日に医療機関で行う健康診断を受けていただくよう勧めてまいります。

また、各種健康診断、検診事業における諸注意事項につきましては、ホームページ上においても周知してまいります。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） はい、理解いたしました。

次ですけども、受診者の中で感染すると悪化しやすいとされる基礎疾患のある方への対応というのはどのような形でされていくのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 基礎疾患がある方への対応はどのようにするのかとのご質問ですが、基礎疾患のある方は、かかりつけ医がいることが前提となりますことから、電話予約受付時に基礎疾患の有無を確認した上で、かかりつけ医が健康診断等を実施している医療機関であれば、医療機関での健康診断を勧奨させていただきます。

また、集団健康診断をご希望された場合には、一般の方と同様に、マスク着用、検温、消毒等、徹底した感染症予防対策を実施してまいります。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

それと、最後ちょっと検診事業で質問があるんですけども、私は詳しく分からないのですが、胸部エックス線検査もございますけども、そのときに、新型コロナウイルスによる肺炎を疑うような所見がその場で見つかるということはあるのでしょうか。また、その後の対策というのはどう考えているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 胸部エックス線で新型コロナウイルスによる肺炎を疑うような所見がその場で見つかることはあるのかとのご質問にお答えを致します。

市が実施いたします胸部エックス線検査につきましては、健康診断当日は撮影するのみで、専門医による読影は検査機関に戻ってからとなりますことから、その場で見つかることはござい

せん。

しかしながら、ご質問の肺炎を疑うような所見が見られた場合には、検査機関から直ちに市に連絡が入る体制となっており、市では、管轄保健所であるひたちなか保健所から、適切な指導を受けた上で、該当者への連絡、関わったスタッフの洗い出し、当日の健康診断受診者の体調確認及び健康診断実施会場の消毒を実施し、感染拡大防止に努めてまいります。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

健康診断、検診等、しっかりと対策をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、フレイル健診でございますけれども、来年度の導入ということでございます。有効な利活用をしっかりとお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについてご質問させていただきます。

ご答弁いただいた交付率でございますけれども、本市は12.8%、県内の平均が16.2%ということで、平均よりかなり低い状況でございます。本市の県内での順位というのはどのぐらいになっているのでしょうか。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えを致します。

マイナンバーカードの交付率、県内での順位でございますが、県内44市町村中38番目でございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 非常に低い状況であるということです。

昨年在10%ぐらいということで、約2.8%本市は増えた。しかし、県は12%ぐらいだったのが県自体で4%増えてますので、全体の増えているパーセントから比べと、太田の量が非常に少ないというのがイメージでございます。まさに今後の普及施策の中でしっかりと対応していただきたいなと思っております。

次に、今後の普及施策の中で、今年度計画の出張サービスでございますけれども、出向くに当たっての企業とか団体の基準というのは設定されるのか、希望すればどこでも出張サービスができるのか、そこを伺いたいんですけども。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの出張申請条件でございますが、今現在ホームページのほうにも掲載させていただいてございますが、原則といたしまして、事業所または団体、サークル等につきまして、常陸太田市に住民登録のある方が原則として10名以上いる方ということで記載はさせておりますが、この辺りは状況に応じまして臨機応変に対応させていただきたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。臨機応変な対応ということでありますので、1

0人とこだわらず、時間が許す限りお願いしたいと思います。

もう一点なのですが、普及施策の中で、今年度導入予定の各種証明書のコンビニ交付で
ございます。

1年ほど前はマイナンバーカードの普及状況が低いので、費用対効果が見込めないということ
から導入しないということでございましたけれども、現状でも交付率は昨年より、さっき言いま
したように2.8%ほどしか進んでおりません。状況は変わっておりませんが、導入に踏み切
った理由についてお伺いいたします。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来、ご答弁申し上げておりますけれども、低い交付率という状況を踏まえまして、今年
度、このマイナンバーカードの普及に当たりまして独自の利活用サービスを始めるということで、
国におきましても、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの
普及とその利便性の向上を図ることがございまして、市といたしましても市の独自の利活
用場面の創出を行いまして、少しでもこのマイナンバーカードの普及促進を図りまして、市民の
利便性の向上に努めてまいりたいという一環から、今回行うこととしたものでございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。考え方を反対に変えたということで理解を致し
ました。

最後の専用のタブレット端末導入ということで、前向きに捉えていただいておりますので、な
るべく早くの対応をお願いしたいと思います。

先ほどの出張サービスのときにも、このタブレットを持参すればスムーズな対応ができるかと
思いますので、そういった点でも非常に利点がございまして、よろしくをお願いしたいと思いま
す。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○成井小太郎議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、17番高木将議員の発言を許します。17番高木将議員。

〔17番 高木将議員 登壇〕

○17番（高木将議員） 17番高木将でございます。一般質問、事前通告に従って質問に入ら
せていただきます。

大きな1項目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）新型コロナウイルス感染症に対する認識についてをお伺いいたします。

ただ、この件につきましては、本日の一般質問、私の前のお二方の質問がありまして、多く理

解するところもありますが、私なりに気がついた点についてお尋ねをするところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 点目、①として、4 月 6 日に市内感染者が発生し、4 月 17 日に 1 階窓口カウンターに飛沫感染防止用のビニールカーテンが設置されました。その経緯についてをお尋ねを致します。

②といたしまして、国内及び県内、市内に新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、現在に至るまでの感染防止対策及び都市間移動自粛の要請に対する市長の認識についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係で、(2)として、児童生徒の授業時間確保対策の考察についてお尋ねいたします。

①といたしまして、夏休みを 1 か月短縮することになりましたが、その短縮をしても物理的に不足するであろう授業時間確保などに対しての考察について伺いたいと通告をしてございました。これに関しても、午前中の質疑、質問で、多くを理解するところでありますが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

大きな 2 項目といたしまして、支所組織、人員配置変更後の現況についてお尋ねいたします。

これは、3 月の議会に質問をと思っておりましたが、その後、2 か月を経過しております。そういった中で、お尋ねを致します。

(1) 支所組織及び人員配置の変更の 2 か月経過の現況について、本庁と支所の連絡調整及び会議の在り方などについてがどのようになっているのかをお尋ねを致します。

以上 1 回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 新型コロナウイルス感染症に対する認識についてご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、現在に至りますまでの感染防止対策と都市間移動の自粛に関する私の考えを述べさせていただきます。

本年 1 月、国内第 1 例目の新型コロナウイルス感染者が発生を致しまして、全国で感染者数が増加する状況下、2 月 25 日に、国により、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。

新型インフルエンザ等特別措置法においては、国、都道府県、市町村の役割が定められております。本市は、県内に第 1 例目の感染者が発生をしましたことを受けまして、3 月 18 日に新型コロナウイルス対策本部会議を開設を致しまして、市の新型インフルエンザ行動計画に基づいて、茨城県との連携の下、市内におけるコロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでまいりました。対策本部会議の決定事項につきましては、その都度、議員の皆様にもお知らせをしておりますとおりでございます。

本市では、国が基本方針の中で重要視しております、密閉、密集、密接のいわゆる 3 密を避けることを目的といたしまして、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指の衛生、定期的な換気と消毒が感染防止に不可欠であるという考えの下で、市民の皆さんの安全と安心を

守るために最大限の努力をしてきたところであります。

少し具体的に主な具体策を申し述べますと、各種イベントや事業の中止、延期の決定、公共施設等の利用休止、他市に先駆けての、市内小中学校、幼稚園等の休校休園措置、広報紙、防災行政無線による感染予防の呼びかけ、医療機関、福祉施設、公共交通事業者、学校等及び市民の皆さんへのマスク、微酸性電解水の配布、市庁舎窓口カウンターへのビニールカーテン設置などがございます。コロナウイルスの感染リスクを可能な限りゼロに近づけるとともに、積極的に市民の皆さんの日常における感染予防の推進や感染不安を解消する施策を講じてまいりました。

4月5日に、市内におきまして、2名の感染者が発生いたしました。この2名の方が、本市職員のご家族であったため、ひたちなか保健所の指導の下で、その日のうちに、市庁舎、全てのフロアを次亜塩素酸ナトリウムで消毒をしますとともに、同職員及びその濃厚接触者と判断される職員につきましては、自宅待機といたしました。

翌4月6日、同職員はPCR検査による陽性であると判定をされました。そのため、同職員が窓口対応を致しました28名の市民等の方々につきましても、ご健康の状態を追跡調査させていただき、幸いに異常がなかったことを確認を致しております。

移動自粛についてでございますが、団体や個人に対する協力の要請は、「新型インフルエンザ等特措法」に基づきまして、基本的には都道府県対策本部が中心となっていくものでございます。

県対策本部は、4月8日以降、段階的に、県境をまたいでの移動、さらには、不要不急の外出に対する自粛を県民に要請してきたところであります。移動の自粛が十分な効果を得るためには、国民全体の行動様式を捉え、各都道府県の共通認識の下で、地域を越えた広域なエリアで同時に実施をされなければ意味をなしません。移動自粛の要請は、各都道府県の対策本部が、同時に実施をすることにより効果があるものでありまして、それこそ「特措法」に基づく基本的な手続であるものと認識を致しております。

5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されまして、県コロナ対策指針についても、ステージが段階的に緩和されることにより、今後、東京圏を含む県内外への人の移動が増えてまいります。本市におきましては、公共施設、観光施設等の再開に当たり、こうした規制が緩和された後におきましても、特に、スポーツ施設、宿泊を伴う施設につきましては、一定期間、利用を県内在住者に制限するなど、広域移動の再開に伴う市内における新たな感染者の発生を抑制してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 新型コロナウイルス感染症に対する認識についてのご質問のうち、1点目の1階窓口カウンターに飛沫感染防止用のビニールカーテンが設置された経緯についてのご質問にお答えいたします。

初めに、対策本部で決定をし、これまで窓口で講じてきた感染症対策でございますが、職員には、登庁前の検温、飛沫感染防止に有効なマスクの着用、手洗い、うがい等の励行を、その他といたしましては、定期的な換気、窓口カウンターや記載台及び筆記具など窓口物品の消毒の徹底

を、また、1階ホール等に手指消毒のためのアルコール消毒液を設置しているところでございます。

さらに、5月26日からは、記載台のペン立てを消毒済みと使用済みの2種類用意いたしまして、使用済み筆記具を定期的に消毒するなど、筆記具からの接触感染防止に努めているところでございます。

飛沫感染防止用のビニールカーテン設置の経緯でございますが、4月6日に感染が確認された職員との濃厚接触者として、健康観察のために自宅待機を命じていた市民課職員が、4月20日から職場復帰をすることに対し、窓口への来庁に不安視する方もいるであろうこと。また、来庁者の中には、まれに、マスク非着用の方がいたことにより、職員から設置要望もありましたので、来庁者と職員双方の安全安心を図ることを目的に、4月16日閉庁後に設置したところでございます。

なお、ビニールカーテンにつきましては、咳やくしゃみとともに放出され、長時間、空気中にとどまり続ける小さな粒子、エアロゾルによっても感染が引き起こされる可能性があるとのことから、来庁者の多い1階の窓口には効果的であると判断したところでございます。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 新型コロナウイルス感染症対策について、(2)児童生徒の授業時間数確保対策についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、小中学校で、新年度になり、4月7日から5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休校とし、その間、4月に1回、5月に4回、一斉登校、分散登校を実施してまいりました。このたび、6月1日より、段階的に教育活動を再開し、第1週である今週1週間は慣らし登校とし、午前中授業で給食後下校となります。第2週である来週6月8日から通常授業を実施しますが、部活動においては1時間程度にいたします。

ご質問の臨時休校が長期化したことで不足した授業時間数の確保につきましては、今年度は、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの9日間に短縮し、授業日とするとともに、各学校の創立記念日も授業日といたします。その結果、小中学校の全ての学年において学習指導要領に示されている、実施しなければならない年間標準時数である1,015時間を超える時数で教育活動が実施できる予定であります。

ただし、例年より授業時数は減少しますので、教育活動の精選や教育方法の工夫などを行い、教育の質が下がらないよう各学校を指導し、市内全ての児童生徒の確かな学びを保障してまいります。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 質問項目の2点目、支所組織、人員配置変更後の現況についてのご質問にお答えいたします。

この支所組織の運営体制につきましては、本年度より、支所業務を地域振興と市民窓口業務に

特化いたしまして、組織の合理化を図るとともに、駐在員につきましては、本課に集約を致しまして、指揮系統を明確化することによりまして、業務の効率化及びスピードアップを図ることとしたところでございます。

職員の配置につきましても、地区ごとの人口や処理件数等を考慮いたしまして、業務量に応じた人員数といたしまして、配置する職員についても地域の実情に精通した職員としたところでございます。

2か月経過後の現況でございますが、これまで同様に、各種申請の受付や問合せ対応などについて、支所において対応しておりまして、本庁との調整が必要な事項につきましては、従来どおり、電話やメールのほか、イントラネットを介しまして、支所職員と本庁職員が同じ画面を見ながら情報を共有いたしておりまして、正確、迅速な対応に努めさせていただいているところでございます。

また、本庁と支所との情報の共有、連絡調整につきましては、毎週月曜日に、市長、副市長、教育長、各部長及び各支所の地域振興課長を構成員といたします政策推進会議を開催いたしまして、情報の共有及び連絡調整を行っているところでございます。

今後におきましても、行政が取り組むべき諸課題に的確に対応いたしまして、地域の実情に即した簡素で効率的な組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 高木議員。

〔17番 高木将議員 質問者席へ〕

○17番（高木将議員） ご答弁ありがとうございました。まず1点目の新型コロナウイルス感染関係で、市長さんに先にご答弁いただきましたけれども、これは、通告順にやったほうがいいんですね。はい、分かりました。

飛沫感染対策シートの設置時期が、4月16日、業務が終了後、実施したということでご答弁を頂いたわけですが、市民からすれば、17日から実質的なビニールシートの設置が、目に見えるようになったわけでありまして。1つ安心材料が増えたなという、安全対策が増えたなということは認識するところであります。

ただ、先ほどのご答弁の中で、4月20日に自宅待機を命じられていた職員の方々が、4月20日というと月曜日になりますかね。そこにお出になる、市民の方々の不安感の払拭のために、16日夜半になさったということでありますけれども、先の市長さんの答弁の中にも、るるご答弁いただきましたけれども、いわゆる3密対策、それは、よく対策としては、2メートル以上離れて会話したほうがいいんじゃないか、そういうような話もあったわけでありまして、窓口、それまで11日間ぐらいは、市内感染者が発生してから対応していなかったという部分でいうと、やはりこれはちょっと時期的に遅かったなというような気がしております。

市長さんのご答弁の中にも、ビニールシートということが入っていたにもかかわらず、そういった状況は、やはり反省材料なのかなというふうに私は思っているところであります。

行政のトップは市長で、市民の代表が我々議員で、それぞれの政治家が目指すのは、市民の皆様の生命財産を守ることが大前提にあるということは何度も私は一般質問のたびに言って

いるところであります。

職員、そして市民の方々の相互の不安材料、安全対策を払拭するというのは、最初に来るべきことだというふうに思っている中では、この感染対策が、その部分では、若干不備があったような気がしてなりません。ただ、結果としては、感染者がその後常陸太田市内では出ておりませんので、それは、多くの市民の皆様方のご理解とご協力があったからこそだと思っております。

ただ、第2波、第3波があるかもしれないと言われている現況下におきましては、今後、さらなる対策が必要になるときも出てくるかもしれません。ぜひ怠りなく、その対応をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

2点目の教育関係、学校の児童生徒の授業時間確保対策についてであります。ご答弁ありがとうございました。

今週から慣らし登校が始まって、来週から通常授業になるということで、子どもさんたちも、より学校生活が楽しめる、そして勉強に集中できるような環境が整っていくということについては、喜ばしく思っているところであります。これまで自宅待機を、学校休業によって自宅で個人的に学んできたこと、それから、学校の先生方が各家庭を訪問して、それぞれにお話を聞いたりして、よりご家庭の方々、子どもさんたちも安心を享受できるような状況を作り上げてくれたことについては感謝を申し上げるところであります。今朝ほどからの説明を聞いておりますと、国の求める1,015時間ということはクリアできているというお話でありますので、それはそれで安心をできるところであります。先ほどの教育長さんのご答弁の中にもありましたように、通常年度よりは、どうしても少なくならざるを得ないということの中で、現実的には、そうですね、通常年度よりどのくらい減るのかということの聞き方がいいのかそれとも、1,015時間よりも、どのくらい上回って、常陸太田市の場合は対応できるのかということについて、一つお尋ねしたいと思うんですが。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

例年ですと、授業日数はほぼ200日前後になります。ちなみに、昨年度は授業日数は194日ございました。本年度、先ほど来からお話ししておりますが、6月1日から授業、慣らし登校として始まったわけでございますが、夏季休業期間を短縮することで、3月末まで授業ができたということで計算しますと、本年度、188日授業日数として数えることができます。

先ほど来から申しております標準時数1,015時間に対して、それぞれの学年ごとに、現時点で見通しますと、小学校では約60時間、中学校では約50時間、この標準時数を上回るようになります。

○成井小太郎議長 高木議員。

○17番（高木将議員） ありがとうございます。今のご答弁いただいた中で、平成31年度というと、これ、194日で、今回は、夏休み1か月近く短縮することによって、得られる授業日数、時間ではなくて、この場合日数になってきますけれども、188日ということは、マイナス6日間程度で済むという理解を致しました。

若干の、どうしても授業日数が、そういうわけで時間数も減るということでもありますけれども、午前中からのご答弁を頂く中で、様々なタブレットの配布であったりとか、補正予算にも入っておりますけど、そういったことで、十分な対策がなされているということを理解を致します。

ただ、そうは言っても、第2波の感染状況によっては、再度の学校休業ということも想定しておかなければならないのかなというふうに思っているところでもあります。タブレットの整備がされることによって、自宅待機となった場合でも、学校の先生方のおつくりになる授業の、インターネットを使つてのオンラインの授業をやることによって、そこを救うことができると思いますけれども、休業日数、その辺のカウントの仕方も当然あると思うんですが、これらについては、万難を排して、さらなる研究・対策をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の件の職員体制でありますけれども、これについてもご答弁ありがとうございました。

端的に申し上げますと、これまで、体制を変える前に劣らない対策は十分立てるようになっていくというふうに認識を致しました。

ただ、私、1点お尋ねしたいというか、先ほど、支所職員と本庁職員が相互に、こういうネット環境なんかも使って対応しているということでご答弁を頂いたと思うんですが、私は、今回の設問というか、質問をしたいなというときに感じたのは、今回新型コロナウイルス関連で、テレワークであったりとか、オンライン会議というのが、これは国内ばかりでなくて世界的な会議でもオンライン会議だったり、そういうことを今活用にするようになってきております。そこには、各国首脳同士の会議なんかもあったわけではありますが、当然そこには日本で言う官僚であるとか、精通したものがその脇にいて、また、その会議に臨んでるということになると思うんですが、そこまで大げさなことではないとしても、支所の体制が金砂郷支所が5名、水府が4名、里美が3名でしたっけ。そういうふうな支所の体制、そういうふうな形だったのですかね。間違いがあったら、大変恐縮ですけども。例えば、窓口に来たときに、これ、職員同士ではなくて、その場で、市民を交えて、支所の職員が、その窓口で対応して、本庁の職員と、そこで、オンラインの会議といいますか、打合せ、それも一緒にあつていいんじゃないかなというふうに思っているところでもありますけれども、その辺についてのお考えいかがでしょう。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、支所の配置職員数でございますが、ただいまの係の職員数でございます。職員数としましては、金砂郷支所が8名、水府支所が7名、里美支所6名という職員配置でございます。

ご質問のオンライン関係の配置といいますか、整備でございますけれども、現状のところといたしましては、当市につきましては、市民対応につきましては、対面をもって、丁寧に対応させていただくということで、現状のところでは、そういった整備のほうを考えてはございませんが、対応に当たりまして、その3密防止関係もしっかりと対応した上で行っていきたいというふうに考えてございます。

ただし、今後の状況の変化等もございますので、そういった変化を注視いたしまして、導入す

るに当たりましては、当然、本庁と支所間の個人情報関係、そういったものをやり取りすることになりますので、セキュリティの関係が重要視されることになります。こういった課題がありますことから、導入に当たりましては、今後の研究課題ということにさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○成井小太郎議長 高木議員。

○17番（高木将議員） 今の支所と本庁との関係ということの整備の関係も含めて、我々市議会議員のところに、市議会旬報というものが毎月のように届けられます。その中で言えば、例えば、地方団体が、自治体行政の高度化、効率化を実現し、持続可能な行政サービスの確保に必要な技術、地方公務員向けテレワークの導入経費等についても、特別交付税措置が講じられることになります。そういったことも含めて、例えば、毎週月曜日に、支所の職員が本庁に出向き、市長を筆頭とする会議に臨んで、支所の状況の説明をするような作業があるわけでありますけれども、近いところで、金砂郷支所、その次、里美支所ですと、20キロを超える距離の移動があります。往復で約45キロから、50キロには満たないと思うんですが、そのくらいあると思うんですね。時間にすると、1時間半ぐらい往復で時間を費やすことになります。それらの時間、移動距離の安全性とかそういったこともやっぱり加味してもいいのかなというふうに考えています。状況によっては、本庁においでにならなくても、その会議に臨む体制づくりはできると思いますので、今後の検討課題として、職員の方の安全対策も含めた考え方として、対応を研究をしていただくようご要望をして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第2原発の再稼働問題について質問します。

（1）使用前検査、事前了解権について伺います。

日本原電は、4月、規制委員会に使用前検査申請書を提出しております。そして、日本原電は再稼働に直結するものではないと説明しております。使用前検査は、4号検査で臨界状態に、5号検査で再稼働すると見られます。

新聞報道もされておりますが、5月14日の東海村議会の全員協議会の場で、日本原電は原子炉を起動させて5号検査を行う場合は、事前に、原発周辺6市村に了解を得ると、このように表明しております。

①点目として、使用前検査は、再稼働しない場合は、不要なはずですが、使用前検査の中止を求めることについて、市長に伺います。

次に、私は、これまで一般質問で、事前了解権が再稼働のための工事着工前の権利なのか、それとも工事や検査完了後の権利なのかということを市長に伺ってまいりました。市長は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更等する場合に、事前になされる説明を通した事前協議のときに行使する権限だと答弁されております。

原子力安全協定第5条1項は、県と東海村の事前了解権行使の時期について、原発施設を変更

しようとするときとして、工事前を特定しております。ところが、工事完了後の事前了解権の行使を予告しているわけです。

②点目として、新安全協定に基づく事前了解権の行使時期について、これも市長の見解を伺います。

(2) 広域避難計画について伺います。

1点目、実効性のある計画の進捗状況についてですが、私は、広域避難計画について、地震、水害等の複合災害時の対応や、介護者、病人などの要支援者、移動手段のない方への対応などの問題点を指摘し、実効性のある広域避難計画は、これは不可能だと主張してまいりました。実効性のある計画の進捗状況を伺います。

次に、新型コロナウイルスなど、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程、避難バス車内ですが、3密状況が生じ、3密をどう避けるか、感染者をどう隔離するかなど、避難計画で新たな課題が生じております。

これまで県原子力安全対策課は、避難所スペースを1人2平方メートルと計算しておりますが、5月19日に示された県防災危機管理課の指針では、自然災害時の市町村避難所レイアウト例で、1人約5平方メートル必要とするとしております。

原発事故による広域避難計画で、コロナ対策を行おうとすれば、ますます計画自体が成り立ちません。

②点目として、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程で3密状況が生じることから、避難過程、避難所を抜本的に見直すことが必要です。現行の本市の広域避難計画を、私は一度白紙に戻す、そして、その後、見直しを行うということ、この件について伺います。

次に、避難退域時検査、スクリーニングですが、これについて、県が3月に発表した原子力災害時における避難退域時検査場所の決定についてによりますと、1台通過するのに16秒と、検査するのに16秒としております。内閣府避難時間推計ガイダンスでは、1台当たり3分としております。また、放射能汚染が確認された場合の対応などもあり、明らかに許容範囲を超える計画だと思いますけれども、3点目として、県の避難退域時検査、スクリーニングについての見解を伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の現状と対策について伺います。

5月25日新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国で解除されました。しかし、感染は完全に収まっておらず、次の感染の波がいつ、どのように起きるのか、予断を許しません。第2波への備えを急ぐことも不可欠です。ここまでの教訓と対策を明らかにして、今後に生かすべきであり、これからが重要だと思います。

第2波に備えて、PCR検査体制、医療体制を抜本的に強化すること、暮らしと営業は深く傷ついており、補償を一刻も早く届け継続させること。学校再開に向けた子どもたちの学び、健康、安全を保障する手厚い体制をしっかりとることなどが重要だと思います。

そこで、5項目について伺います。

(1) 教育子育て分野について4点伺います。

2か月以上に及ぶ長期休校は、子どもたちに計り知れない影響を与えています。学びの遅れや学力格差の拡大、不安とストレスは大変深刻です。子ども一人ひとりを大切にする、手厚い教育が必要です。コロナ感染から子どもと教職員の健康と命をいかにして守っていくか、これも重要な課題です。

①として、臨時休校の長期化に伴う子どもの心のケアのための特別な体制を取ることにについて伺います。

次に、本市の学校再開に向けて、今週6月1日から5日までを慣らし登校とし、来週8日から通常授業を実施するということになっております。

そこで、②点目に、学校再開に向けて感染予防策の徹底と3密の回避について伺います。

3点目、子どもの実態に基づいた教育課程（授業カリキュラム）づくりについて伺います。

子どもの実態は、前段で申し上げたとおりです。学習指導要領に、当面、軽視するというものではありませんが、固執せずに柔軟な教育が必要だと思えます。

4点目、就学援助の受給資格を、直近の収入状況、新型コロナによる減収で、対象とすることについての周知について伺います。

（2）市民生活について、2点伺います。

国は、児童扶養手当の受給世帯に5万円を支給し、第2子以降は3万円を加算、児童扶養手当を受け取っていない、一人親世帯も含め、収入が大きく減少した場合は、5万円の支給を決めましたけれども、1回限りです。

そこで、①として、収入減となるひとり親家庭への市独自の生活支援について伺います。

市独自の生活支援として、現在支援している県外の学生への地域生産品等の送付を、ひとり親家庭へも支援することや上下水道料金を半年間無料にすることなどを求めます。

次に、コロナ禍によって失業した、また賃金が減ってしまったなどによる家庭の困窮、不安やストレスから社会問題化しているDV、虐待、貧困、差別が増加していると言われておりますし、増加するだろうという条件があまりにもそろっております。

②点目として、本市におけるDV、虐待、貧困、差別の実態について伺います。

（3）事業所関係について3点伺います。

国が、外出自粛要請と休業を一体で補償するという立場に立たないため、雇用でも、また中小の商店、企業の経営でも、また、文化、芸術などの分野でも、国民が大打撃を受けています。にもかかわらず、深刻な事態に見合った規模での対策が講じられておりません。第2次補正で、雇用調整助成金、持続化給付金の拡充、家賃支援給付金創設など、決まりましたが、雇用調整助成金や持続化給付金の支給が手続の問題も含め、大変遅れているのが現状です。

そこで、3点伺います。

①各制度の活用丁寧な制度説明、告知と申請の援助について伺います。

2点目として、各制度の対象とならない事業者に対する市独自の支援の検討について伺います。

小規模事業者、自営業者の収入の低い人たちにとっては、今、国は、前年度比50%以上の事業者などを対象にして、給付制度なども行われておりますが、本当に収入の低い人は、前年比1

0%減、また20%減でも減収は大きな痛手となります。

高萩市や日立市で、市独自の支援策を実施しておりますけれども、例えば、高萩市の場合には、時間の関係上、内容についてお話ししませんが、高萩小規模企業者個人事業主応援補助金、単独事業で、市内に事業所を有する小規模企業者、個人事業主と、補助額が事業者当たり上限30万円というようなことで、独自に取り組まれておりますが、本市においても、このような施策をぜひ実現してほしいと思いますけれども、伺いたいと思います。

3点目に、社会福祉施設である介護施設、障害者福祉施設がこの間どうであったのか。その実態と今後の支援について伺います。

(4) 地域防災計画についてですけれども、感染症対策として、避難所の3密が新たな課題となっております。

①、1点目として、3密対策として避難所運営の総点検、計画の見直しについてと通告しておりますけれども、午前中の藤田議員の質問で、答弁については、理解を致しましたので、①点目については、答弁は結構です。

(5) 国、県に対しての要望について伺います。

①第2波、第3波に備えた医療、検査体制の充実は、引き続き重要な課題だと思います。PCR検査実施数の飛躍的拡大を求めること、不安の解消と感染拡大の防止について伺います。

②引き続いて、個人給付実施を国に求めることについて伺います。

③中小事業者並びに自営業者の減収への給付の拡充を国に求めることについて伺いたいと思います。

3番目に、介護保険制度について伺います。

厚生労働省は、昨年8月、2020年の通常国会での「介護保険法」改正に向けて、社会保障審議会、介護保険部会に、8項目の給付と負担の見直しを提示し、具体的検討をしてきました。その8項目は、現在、40歳以上からの2号被保険者の年齢引下げや、要介護1、2の生活援助等サービスの総合事業への移行などです。

負担増や給付減を伴う制度改正の多くは、当事者団体からの高齢者に深刻な影響を与えるという批判や見直しの撤回を求める世論の力で見送りとされました。しかし、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助等の見直し、これを総合事業へ移行すると言っておりますけれども。それから、利用料、2割負担、3割負担の対象拡大については、引き続き検討を行うことが適当と明記されたことは問題です。このような国の制度を背景に、2021年度から3年間の第8期介護保険事業計画策定作業が行われております。

(1) として、第8期介護保険事業計画策定について伺います。3点あります。

1点目として、過去3年間の認定者数について伺います。

直近の要支援1から要介護5までの介護度別の認定者数、またさらに、認定を受けていても、サービスを実際利用していない人がどの程度いるのか伺います。

2点目、介護保険料についてです。保険料の設定のため、ニーズ調査の実施、サービス給付実績等の分析、考察、計画に盛り込む内容の検討がされていくわけですが、そこで指摘させ

ていただく点があります。今期、7期においてですが、保険給付費が毎年度1億4,000万円からの減額補正を行っております。各種サービスの給付実績の分析、考察をしっかりと行ってほしいこと。また、支払準備基金の積立金は5億円ほどにもなります。介護保険料については、保険給付費の精査、支払準備基金の活用で、第8期の保険料の負担軽減を求めます。介護保険料についての見解を伺います。

3点目は、要介護1、2の人の生活援助等サービスを介護保険の対象から外すことをやめるように、国に強く要望していただきたいと思いますけれども、この点についてお伺いを致します。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第2原発の再稼働問題につきましての事前了解権、使用前検査についてのご質問にお答えを致します。

初めに、使用前検査につきましては、再稼働しない場合は不要なはず、使用前検査の中止を求めることについてのご質問でございますが、使用前の検査につきましては、原子力規制委員会によって審査が行われた新規制基準による工事計画の認可を受けた施設等の設置工事に当たり実施するものでありまして、安全性向上対策工事を進める上では、必要なものであると理解をしております。

なお、日本原電が使用前検査の実施を申請するに当たっては、原子力所在地域首長懇談会で説明を受けまして、構成する6市村から、使用前検査の実施は再稼働に直結しない旨を確約するように申入れを行いまして、日本原電側から書面によって、使用前検査の実施は再稼働には直結しない旨の回答を頂いているところであります。

次に、新安全協定に基づく事前了解権の行使時期についてのご質問でございますが、協定により、稼働及び延長運転をしようとするときは事前協議により、実質的に事前了解を得る仕組みとなっておりますが、現時点におきましては、日本原電側からの事前協議の申出はないことから、事前了解権の行使時期がいつということにつきましては、お答えをすることができません。

以上です。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 総務部関連のご質問に順次お答えいたします。

初めに、東海第2原発の再稼働問題における広域避難計画について3点のご質問にお答えいたします。

1点目の実効性ある避難計画の進捗状況についてのご質問でございますが、現在、広域避難計画の実効性を高めるため、実施計画の策定を進めているところでございます。この実施計画の策定に係るこれまでの取り組みを申し上げますと、昨年3月に、地域住民の皆様にご参加いただきまして、広域避難訓練を実施いたしまして、避難の手順等について検証を進めるとともに、昨年10月には、市内3,000世帯を対象といたしました市民アンケートを実施いたしまして、広

域避難行動における課題と市民の意向について把握を進めてきたところでございます。なお、この市民アンケートの結果につきましては、本年4月に公表をしたところでございます。

これらの訓練や市民アンケートによって得られた課題や傾向について分析を行いまして、継続して、国、県と協議を進めながら、実施計画に反映していくとともに、広域避難計画につきましては、必要に応じて随時改定を行いまして、計画の実効性を高めることに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程で3密状況が生じる避難過程、避難所を抜本的に見直すことが必要。現行の広域避難計画を白紙にし、見直しを行うことについてのご質問でございますが、原子力災害時の広域避難行動におきましては、一時集合所や避難中継所、避難所のほか、バスでの移動時などにおいて、3密状態になるおそれがあることにつきましては、認識をしているところでございます。

特に、広域避難先での避難所につきましては、多くの方が一定期間生活することから、感染症予防対策に万全を期すことが必要でございまして、健康状況の確認や徹底した消毒作業、避難者同士の間隔の確保などの対策を講じることとしております。

具体的には、今後、国、県との協議の中で、どのような方針が示されるかによりまして、計画の見直しが必要になる場合も考えられますことから、この国、県との連携を図りながら、実施計画に反映させていくとともに、広域避難計画そのものについても必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の県の避難退域時検査、スクリーニングについての見解についてのご質問にお答えいたします。

本年3月末に、茨城県より退域時検査場所が示されたところでございます。今回示された検査場所のうち、本市の市民の使用が想定されている検査場所として5か所ございます。常陸太田地区及び里美地区の方々の検査場所といたしまして、里美ふれあい館及び里美文化センター、金砂郷地区の久米郡戸地区の方々には、常陸大宮市にあります大宮運動公園、金郷、金砂地区の方々には、大子町の中央公民館、水府地区の方々には、大子町の袋田の滝第2駐車場が検査場所としてそれぞれ指定されたところでございます。

検査は、車両に乗ったまま行われまして、検査の所要時間は、県の試算によりますと、車両のみの検査では、議員ご発言のとおり1台16秒。車両の除染が必要な場合は、1台3分30秒。人の除染を行う必要がある場合は6分30秒かかる試算されてございます。

なお、対象の車両数が最も多く見込まれます里美ふれあい館の検査場所、最初は1か所だけでございましたが、当初の予定にはなかったサブの検査場所として、里美文化センターが追加されましたことにつきまして、混雑の緩和に寄与するものと考えてございます。

今後におきましては、市民アンケートの結果による市民の避難行動の傾向も示しながら、検査の実施主体である県と連携を図りながら、迅速かつ的確に検査が行われるよう協力してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の2、新型コロナウイルス感染症の現状と対策についての（5）国、県

に対しての要望における②引き続いて個人給付実施を国に求めることについてのご質問にお答えいたします。

このたびの特別定額給付金事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国民に迅速かつ的確に支援を行うため、実施されているものでございます。国においては、追加支援といたしまして、売上げが急減している企業や個人事業主の家賃負担を軽減するための給付金、さらには、低所得のひとり親世帯の給付金などの支給などの追加の支援策を含む第2次補正予算案について、今後国会で審議されることとなっております。この動向をまずは注視してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 新型コロナウイルス感染症の現状と対策についての教育の分野についてのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の質問である臨時休校の長期化に伴う子どもの心のケアについてお答えいたします。

臨時休校中、各小中学校では、電話や家庭訪問、児童生徒へのアンケートなどを通して心の状態を丁寧に把握し、一人ひとりへの支援に努めてまいりました。また、担任が児童生徒との対話やそのときの様子から、不安やストレスを感じ取ったときには、校内で情報を共有し、個々の状況に応じての対応策を検討したり、教師との教育相談やスクールカウンセラーなどとの相談を実施したりしてきたところでございます。

学校再開後におきましても、児童生徒一人ひとりに対し、教職員全員がチームとなり、丁寧な看取りと情報の共有化を基本とした体制で、子どもたちの心のケアに取り組むよう、教育委員会としても各学校にお願いしたところでございます。

次に、2つ目のご質問、学校再開に向けた感染症予防の徹底と3密の回避についてのご質問にお答えいたします。

市教育委員会では、各小中学校に対し、学校生活全般で、手洗いやマスク着用などの基本的な感染症予防に加え、3つの密、いわゆる密閉、密集、密接を避けるために、可能な限り座席の距離を離し、定期的に換気や消毒を徹底し、万全の体制で学校が再開できるよう指導しております。

続きまして、3つ目のご質問、子どもの実態に基づいた教育課程、授業カリキュラムづくりについてお答えいたします。

本年度の教育課程につきましては、臨時休校に伴って不足した授業日数について、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの9日間に短縮し、授業時数を補うことで年間の標準時数を確保するとともに、豊かな学びを大事にした学校行事等の精選もしながら、教育活動を今後実践してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新型コロナウイルス感染症対策の現状と対策についての教育分野についての中身の4点目、就学援助の受給資格を直近の収入状況、新型コロナウイルスによる減収で対象と

することについての周知についてのご質問にお答えいたします。

就学援助の認定につきましては、通常は前年の所得を基準に、対象となる世帯の認定をしておりますが、家計が急変し、経済的に就学困難となった世帯におきましては、直近の収入状況を基準に、これまでも随時認定をしているところでございます。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少も、本事業の対象となることから、改めて全保護者へ通知するとともに、ホームページ掲載等により、漏れなく周知を図ってまいります。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症に関するご質問のうち、初めに、市民生活についてのご質問にお答えを致します。

まず、収入減となるひとり親家庭への市独自の生活支援でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働時間の減少による収入減、臨時休校による食費の負担増などは、仕事と子育てを1人で担うひとり親家庭にとりまして、厳しい状況にありますことから、国では、児童扶養手当を受給する世帯などに、1世帯5万円、第2子以降に3万円を加算して支給する臨時特別給付金について、令和2年度の第2次補正予算案に計上しているところでございます。

当市といたしましては、引き続き、ひとり親家庭を取り巻く状況の把握に努めますとともに、国の動向を見据えつつ、教育委員会所管の就学援助制度や社会福祉協議会が窓口となっております生活福祉資金貸付制度の特例貸付など、現行のひとり親家庭への支援制度の状況を見ながら、今後の支援の方向性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、DV、虐待、貧困、差別の実態についてのご質問でございますが、先ほどの諏訪議員のご質問でもお答えしましたとおり、貧困に関する相談は9件ございましたが、虐待の相談は実績はなく、また、DVに関する相談も実績はございませんでした。DV、虐待の実態は、学校再開や乳幼児健診の実施など、行動の制限が徐々に緩和されてくることにより、相談や発見につながるものと考えており、早期発見、早期対応の体制が取れるよう関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

また、貧困に関する相談につきましては、前年と比較しても増えておりますことから、今後も丁寧な相談に心がけまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、差別に関する実態でございますが、民生委員や人権擁護委員の活動も自粛しておりますことから、詳細な把握は難しい状況ではありますが、この間の新型コロナウイルス感染症に関連した偏見に基づく差別の報告はございません。差別につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する漠然とした不安や誤った情報から、当事者への差別につながるものが憂慮されますことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を知っていただき、誤解や偏見を生まないようにすることが重要でございますので、個々の相談への対応はもちろんのこと、市民の皆様へ正確な情報を発信し、冷静な対応をしていただくよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、事業所関係のご質問のうち、介護施設、障害者福祉施設の実態と支援についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の、デイサービスなど通所してサービスを受けることができる高齢者介護施設が市内に28事業所、障害者福祉施設が10事業所ございますが、これら施設におきましては、現在、職員及び利用者の検温、マスク着用の徹底、手指の消毒、施設内の消毒や換気、3密を回避するなどの感染対策を徹底しながら運営されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、不要不急の外出を避けるため、利用者が自主的に通所を避ける傾向も見られましたが、現在閉所している事業所はない状況でございます。

さらに、市からの事業所への支援等につきましては、国から示されました新型コロナウイルス感染対策マニュアルに基づく感染予防の徹底や対応など、環境の整備、職員、利用者の体調管理を徹底しながら、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供するよう指導をしてきたところでございます。

加えて、マスクや消毒液などの備蓄状況に関する実態調査をしまして、不足している施設にマスクや微酸性電解水を必要に応じ配布するなど、物資面の支援を行ってきたところでございます。

続きまして、国、県に対しての要望についてのご質問のうち、PCR検査実施数の飛躍的拡大を求めることについてのご質問にお答えを致します。

まず、PCR検査の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症が県内で発生した3月の初期段階におきましては、県内のPCR検査実施数は、1日当たり30件程度の許容量でありましたが、5月末現在、PCR検査実施数は、1日当たり300件程度の許容量であり、また、昨今の県内の1日当たりの検査実施数は約30件、当市を管轄するひたちなか保健所管内での1日当たりの検査実施数は1、2件程度の実施であり、充足されている状況でございます。

PCR検査実施に当たっての県への要望でございますが、去る4月21日に、県、県市長会、県町村会の構成員で開催されました新型コロナウイルス対策に係る意見交換会におきまして、当市では、PCR検査の迅速な実施についての要望をしまして、県からは、PCR検査が必要な全ての方の実施ができるよう検査の拡大を進めていきたいとの説明がございました。

また、6月1日の県知事の記者会見では、地域外来検査センターの設置、PCR検査機器の購入補助などにより、1日当たりの検査数を現在の300件から600件まで倍増していく旨の発表があったところでございます。

国に対しての要望につきましては、6月4日に、県市長会を含む4団体から、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関等への支援に関する要望書において、PCR検査の実施体制強化のための十分な支援策を講じるよう要望することとなっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、市民の感染防止、不安の解消のため、引き続きPCR検査の実施について、国や県に要望してまいります。

続きまして、第8期介護保険事業計画策定についてのご3点のご質問にお答えを致します。

まず、過去3年間の認定者数でございますが、要支援1から要介護5まで、介護認定を受けた方の合計が、毎年4月1日現在の実績となりますが、平成30年が3,419人、令和元年が3,447人、令和2年が3,542人と年々増加している状況でございます。

直近、令和2年の認定者数3,542人の内訳でございますが、要支援1が349人、要支援2

が255人、要介護1が1,084人、要介護2が586人、要介護3が445人、要介護4が416人、要介護5が407人でございます。また、認定を受けた方でサービスを利用していない方の人数は641人でございます。

次に、介護保険料についてでございますが、今年度は、3年を1期とする介護保険事業計画の最終年となりますことから、策定委員会を設置し、第8期計画の策定に着手したところであり、次年度から令和5年度までの3年間の介護保険料を決める作業を進めてまいりますが、急速な高齢化の進行により、ご負担を頂く保険料の上昇は介護保険制度を維持していくためには、避け難い状況にあるものと考えておりますが、保険料の大幅な引上げは、高齢者の方々の生活に大きな影響を及ぼしかねないことから、保険料の軽減措置や支払準備基金の活用を図るとともに、健康寿命を延伸するための介護予防事業を積極的に推進するなど、介護保険料の急激な上昇を抑制していく必要があるものと考えております。

3点目の要介護1、2の人の生活援助サービスを介護保険の対象から外すことはやめるよう国に要望することについてでございますが、要介護1、2の高齢者に対する生活支援サービスである訪問介護と通所介護を市町村の総合事業へ移行する案について、厚生労働省では、令和3年度の介護保険制度の改正では実施しない方針と決めておりますので、議員ご質問の国に対する要望につきましては、今後の国や県、他市町村の動向などを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 新型コロナウイルス感染症の現状と対策についてのご質問において、商工観光部関係、3点のご質問にお答えいたします。

初めに、(3)事業所関係についての、①各制度の活用丁寧な制度説明(告知)と申請の援助についてのご質問にお答えいたします。

市では、新型コロナウイルスの影響を受ける事業主への支援策として、国、県、市のそれぞれの支援策が把握できるよう市ホームページに掲載しております。また、市商工会では、会員1,200社に各種支援制度を紹介した資料を送付し、周知に努めております。

さらに、窓口対応としまして、本庁の商工振興企業誘致課内に、本年3月17日より事業者向け相談窓口を開設しまして、国、県等の支援金等の案内や各種融資の紹介など、事業所に沿った対応に取り組んでおります。

また、国の持続化給付金申請が電子申請となっておりますことから、パソコン等の操作に不慣れな事業者に対し、電子申請ができるよう市商工会と連携しまして、丁寧な対応を図っているところでございます。

続きまして、2点目の②各制度の対象とならない事業者に対する市独自の支援の検討についてのご質問にお答えいたします。

市独自の支援策としましては、本日の藤田議員へのご答弁でも申し上げましたが、プレミアム付商品券事業による消費喚起策に加え、新たにキャッシュレス決済に対するポイント付与事業を

実施し、さらなる消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

また、商工会と連携した、市内飲食店への独自支援を行っておりますが、このたびの国の2次補正により、支援策の拡充とともに、追加の支援策が講じられますことから、市の追加支援につきましては、商工会等の関係機関と連携を図りながら、市内事業者への有効な支援策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の(5)国、県に対しての要望についての③中小事業者並びに自営業者の減収への給付の拡充を国に求めることについてのご質問にお答えいたします。

ただいま、前段でご答弁申し上げましたとおり、このたびの国の2次補正により、支援策の拡充とともに、追加の支援策が講じられます。また、今回の新型コロナウイルス対策としまして、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が用意され、中小事業者への支援に対しても活用可能となっております。今後、コロナウイルスの第2波、第3波の発生も懸念されておりますため、引き続き、今後の国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番(宇野隆子議員) 2回目の質問を行います。

まず、最初に挙げました東海第2原発の再稼働についてです。先ほど市長から答弁もありましたけれども、6市村の首長懇談会の中で、日本原電に対しての申入れ、私も読ませていただきまして、日本原電からの回答も読んでおりますけれども、この中で、例えば、5号検査についてですけれども、再稼働に直結しないと、これはよく原電が言っていることですけれども、私はこの再稼働に直結しないと、これは、やはり原電が再稼働はするんだと、再稼働目指す方針を、これを下げない限り、直結しないとは言いながら、これは再稼働するということであると、このように思うわけですが、市長はこの点についてはどのようにお考えになりますか。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 私はそういうふうには取っておりませんで、再稼働に関しましては、その後も答弁申し上げましたように、事前協議がきちっと成立しなければ、それで了解が得られなければ再稼働はしないわけですから、そのことを事前協議の申出がない、現時点で、なし崩しに再稼働にもってくるんじゃないかというようなことに歯止めをかけるために、使用前の検査が再稼働に直結しないということを文書で回答を確約をさせたということです。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 私は、原電は、これまで、5号検査について、自治体の事前了解が必要かどうかということについては、ずっと曖昧にしてきたわけです。5月21日の原電の社長が、会見で、5号検査時で原子炉試運転する場合は、周辺6市村の事前了解を得てから実施すると、このような考えは示しておりますけれども、そうしますと、引き続き市長にお伺いしたいと思っておりますけれども、遅くとも、それでは、5号検査前に自治体の判断が求められると思っておりますけれども、私は、そういうことを待たずに、市民の命と暮らし、そして財産を守ると、そういう意味では、1日も早く再稼働に、市長自らが反対表明をしていただきたいと、このことは、市民も

望んでいることだと思いますけれども、この点について伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 地域の6市村の首長と原電が交わしている紳士協定に基づいて判断をしていくべきだというふうに思っております。市民とか、いろんな方が再稼働には反対だと言ってるんだから、おまえ早く宣言しろということは、私に対しては無理があると考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 再稼働の可否について、団体が県民投票の署名を集めまして、大体、倍近くの9万からの署名、これは、再稼働を必ずしも反対する人ばかりではなくて、県のほうで、こういう県民投票の実施を求めるという署名ですけれども、やはり関心の高さを示していると思います。

もう1点だけ伺いたいと思いますけれども、プールにある核燃料を、やはり全て、1日も早く、乾式キャスクに移して、やはり苛酷事故のリスクをなくすと、提言するということが非常に重要だと思っております。広域避難計画については、私は、関係する市町村、作りなさいと言われていた市町村のうち、常陸太田、常陸大宮市、笠間市、そして鉾田市が今度できたとかと言ってましたけれども、やはり太田の場合も、できたとはいえ、この基本計画であると思うんです。それで、今一つ一つ実効性を高めるためにと言われておりますけれども、やはり、複合災害、こうしたことも含めて、私は、実効性のある広域避難計画は本当に無理だと、国や県が、それぞれの市町村の担当職員を私はいじめていると、このようにも思いますけれども、できないことをやれと言っているわけですから、私は大きな問題があると思うんです。

先ほども伺いましたけれども、広域避難計画について、太田はできていると、事あるごとに新聞では。太田、大宮、笠間市できてますよと。でも、内容としては、まだまた、これは乏しいものでありますので、やはり、一旦白紙にすると、この決断が必要だと思うんですけれども、市長はこの点についてはどのように思いますか。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 基本的な計画は、今、議員ご発言のとおりできておりますけれども、実行計画について、再三これまでもお話ししておりますように、実行計画については、いろんな避難訓練等も行い、あるいはアンケート調査等の答えも見ながら、実効性のあるものができるのかどうか、そこに向けて努力をする義務は我々に課せられておりますので、その点に向かって事務を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2項目めですけれども、新型コロナウイルスの感染症の現状と対策についてということで、教育分野について、二、三お聞きしたいと思うんですけれども。

先ほどの3密の回避ということでご答弁いただきましたけれども、やはり、席を少し離すというようなこともありましたけれども、物理的に、常陸太田市内の小学校、中学校を見てみますと、例えば、太田小学校、機初小、佐竹小、久米小、これらの4校については、特に、見ますと、低学年の中でも、機初小などは、もう、1年生が38人いると。3年生が39人と、これでは、や

はり、席を離すと言いましても、これは無理なことで、しかも低学年なんですよね。

私はこのように、こう思うんですけれども、確かに先生方は窓を開けたり、いろいろと子どもたちの感染防止のために、ご苦労いただいているわけですが、例えば、この常陸太田市の本庁舎を見ましても、市民の来庁する場合に、3密回避と、そして、飛沫を防止するためのビニールのシートがまだ下がっていると。やはり、大人社会で、このようなこと、庁舎でもやっているのに、子どもたちが暮らす学校でいいのかと思うんですけれども。

前に、教育長とお話したときも、大きい、クラス数の多いところは、分散授業なども考えていると、早い時期にこういうお話も伺いましたけれども、こういうことはできないのかどうか。やはり、当然、空き教室などがなければ、できないわけですし、授業も先生がいないとできないわけですが、今回、2次補正で、国がこうした授業の遅れを取り戻すというようなことで320億円、補正予算を措置して、3,200人の教職員を採用すると。これは、教職員のサポートとか、教師とかの予算になるわけですが、こういうようなことを行っても、実際、それぞれの学校を見たときに、全くこれらは、焼け石に水。このような予算になっておりますけれども、この3密を回避すると、1クラスの40人近い、また、低学年、特にこういう状況の中にある場合には、どのような対応をしていくのかと。私は、きちっと分散授業というようなことを考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、この点について伺います。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまの2回目の質問にお答えいたします。

本市において、30人以上の学級が、小学校では4校の9学級、中学校では、同じく4校の15学級あります。先ほど議員発言された中に、機初小学校の低学年1年生が37.38名ですか。それが1クラスというようにお話をございましたが、低学年においては35人学級で現在進めておりますので、機初小学校では、1年生においては、19名の、20人以下の学級となっております。実際に、ただ、30人以上の学級があるのは確かでございます。そんな中で、それぞれの学校の中で、オープンスペースや空き教室のある学校は教科において、それらを活用したり、先ほど議員ご発言の中にごございましたが、学級を二分したりするなどして、3密を避ける工夫をして取り組んでおるところでございます。ただ、施設の制約からそれがやはり難しい学校においては、現在、国や県から示されている、可能な限り、座席の距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用するなどして、3密を避けるようにするという、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準に従って、児童生徒の感染拡大のリスクを低減させる努力をしているところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） はい、分かりました。そうしますと、今、教育長からご答弁いただいた、1クラス30人以上というところで、小中合わせて24クラスあるということですが、これは、それでは、そのままのクラスとして、現状のまま授業を行い、そして、3密回避につなげていくということなんですか。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 全部の学級，9学級，15学級と申しましたが，先ほど申しましたように，オープンスペースのある，例えば，峰山中学校，金砂郷中学校などにおきましては，それらを効果的に活用し，また，久米小などにおいては，空き教室において，算数の時間に，教室を二分して授業を行うというような話を聞いておるところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それは確かなことですね。はい。学校のそういう創意工夫でね，最大限頑張っていただきたいと思いますけれども。

もう1点，時間少しだけありますので。夏休みの9日間は休みにすると，夏休み。で，あとは三十数日は，夏休みも通常どおり登校していくということですから。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） これについては，大変夏休みが短いというようなことで，その夏休みの授業については，本当にしっかりと子どもたちのために工夫していただきたいと思います。

そこで，今，こういう3密対策，まだまだ第2波，第3波が懸念されているところで，本当に，個人も，また，商店，企業も大変な思いで今生き抜いていると。そういう中で，やっぱり力になるのは，私は行政だと思うんですね。お互いにそういうことで，乗り切っていかなければなりませんけれども，さらなる行政の支援，お願いしたいと，このことをお願いして，一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により，明日は休会とすることにいたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって，明日は休会とすることに決しました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時37分散会